令和2年 第2回定例会

宇検村議会会議録

令和 2 年 6 月 9 日開会 令和 2 年 6 月 11 日閉会 定例会

宇検村議会

令和 2 年第 2 回宇検村議会定例会

令和2年6月議会

令和2年第2回宇検村議会定例会会期日程

6月9日(火) 開会~6月11日(木) 閉会 会期3日間

日次	月日	曜日	会 議・休 会・その他
第1日	6月 9日	火	本会議(開会・一般質問)
第2日	6月10日	水	本会議(一般質問・議案審議)・常任委員会・全員協議会
第3日	6月11日	木	本会議(議案審議・閉会)

令和 2 年第 2 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和2年6月9日

令和2年第2回宇検村議会定例会会議録 令和2年6月9日(火曜日)午前9時30分開議

- 1. 議事日程(第1号)
 - ○開会の宣告
 - ○日程第 1 会議録署名議員の指名
 - ○日程第 2 会期の決定
 - ○日程第 3 諸般の報告
 - ○日程第 4 行政報告
 - ○日程第 5 一般質問(通告順)
 - 3番 佐佐木一宇 議員
 - 5番 吉永 常明 議員
 - 1番 海原 隆家 議員
 - 7番 幸 春美 議員
 - ○散会の宣言
- 1. 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏		名		議席番号		氏		名	
1番	海 原	隆	家	君	2番	保	池	穂	好	君
3番	佐佐木	_	宇	君	4番	杉	浦	治	俊	君
5番	吉 永	常	明	君	6番	松	井	辰	夫	君
7番	幸	春	美	君	8番	喜	島	孝	行	君

- 1. 欠席議員 なし
- 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長松井学君書記楠田綾香君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村	長 元	Щ	公	知	君	企画観光課長	辰	島	月	美	君
副村	長 松	井	富	彦	君	教育委員会事務局長	松	元	五.	月	君
教 育 县	長 村	野	巳代	 治	君	建設課長	高	田	浩	志	君
総務課力	長 原	田	俊	昭	君	住民税務課長	柳		百人	中代	君
保健福祉課長	長 栄		光	男	君	産業振興課長	栄		平四	回郎	君
会計課具	長 小	松	洋	仁	君						

△ 開 議 午前9時30分

〇職員(松井 学君)

ご起立願います。一同、礼。

〇議長(喜島孝行君)

ただいまから、令和2年第2回宇検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(喜島孝行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、松井辰夫君、保池穂好君を指名します。

△ 日程第2 会期決定

〇議長(喜島孝行君)

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

会期は、本日から6月11日までの3日間と決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

〇議長(喜島孝行君)

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。

お目通しを願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

〇議長(喜島孝行君)

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

〇村長 (元山公知君)

おはようございます。発言の際はマスクを外させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、令和2年3月定例議会報告後の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

3月2日、地域おこし協力隊辞令交付式を行いました。

3月4日、MBC開発中間決算取締役会が鹿児島市であり、出席いたしました。

3月29日、阿室集落東屋落成式に出席いたしました。

4月1日、鳥獣被害対策実施隊員辞令交付式を行いました。

4月6日、転入教職員宣誓式が元気の出る館であり、出席いたしました。

4月7日、第1回宇検村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行いました。

4月8日、瀬戸内宇検防犯協会連合会安全旗授与式が瀬戸内町であり、出席いたしました。

4月10日、新型コロナウイルス関連の第1回目の奄美大島5市町村長会議に出席いたしました。

5月27日、元気の出る公社株主総会を行いました。

同日、海区漁業調整委員会が奄美市であり、出席いたしました。

6月5日、宇検村防災会議を元気の出る館で行いました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

〇議長(喜島孝行君)

これで、行政報告は終わりました。

△ 日程第5 一般質問

〇議長(喜島孝行君)

日程第5、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

〇3番(佐佐木一宇君)

まず最初に、全員協議会においてマスクの着用を外すことを許可いただきましたので、マスクな しで質問させていただきます。恐れ入ります。

議場の皆さん、そして傍聴席の皆さん、おはようございます。さて、一般質問に先立ち所見を述べさせていただきます。

新型コロナ感染症で私たちの周囲は大きな損害の中にあります。行政は住民の生命と財産、暮らしを守り地域社会を維持する責任を果たさなければなりません。前例のない局面で課題もたくさんあります。政府からの指示待ち、財政的な事情があるにせよ、対応が遅れて地域経済が立ち遅れなくならないようにしなければいけません。同僚議員の新型コロナ感染症の質問に真摯にお答えいた

だきますようお願いいたします。この4月で地方分権一括法の施行から20年、政府と自治体は主従ではなく対等の関係にあります。地域が、私たちがどう立ち向かうのか、住民に身近な自治体の知恵と工夫が求められています。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

一つ、過疎対策について。1番、人口減少の推移をどのように分析しておられるのか。2番、伝統行事及び伝統芸能の伝承が懸念されるなど、地域コミュニティの維持が大変になっていると思いますが、対策はどうなるのか。3番、地方創生コンシェルジュが派遣されている仕組みがありますが、宇検村の活用状況をお示しください。4番、本村の子供たちが将来島内で就職できる環境の整備について、村はどのように取り組んでいるのかお示しください。5番、中山間地域の活性化のための耕作放棄地の是正対策はどのように進められるのかお示しください。6番、農業をどのように発展させていくのかお示しください。

これより先は通告席より再質問いたします。

〇議長(喜島孝行君)

ただいまの佐佐木一宇君の質問に対して答弁を求めます。

〇村長 (元山公知君)

佐佐木議員のご質問にお答えいたします。

まず、過疎対策についての1番目の人口減少の水位をどのように分析しているのかとのご質問ですが、日本の総人口は5月1日現在で1億2,590万人、前年同月比で0.23%の減、鹿児島県全体では0.74%の減、奄美では龍郷町のみ横ばいで、他の市町村は全て減少しております。人口激減時代の到来と超高齢化については、全国のみならず宇検村にとっても大きな課題となっているところです。5年ごとに行われる国勢調査からみると、平成2年は2,492人、直近調査では平成27年が1,722人で25年間で約30%の人口が減少という結果になっております。人口動態は出生率、死亡数、村外への移動、村外からの移動の四つの要因しかありません。しかし、その一つ一つの増減の原因には、多様に及び晩婚化、未婚化、住環境の問題、経済状況、社会風土の変化など、複雑に絡み合った結果の数値となっております。直面する人口減少の課題に対して、国が平成26年末に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、奄美大島5市町村で平成28年3月に奄美大島総合戦略を策定し、島内が一体となって設定した将来目標人口に向けて政策に取り組んでいるところです。この総合戦略の国が示す基本的な考え方に、東京一極集中を是正し、地方に仕事を作り、安心して働けるようにする。地方へ新しい人の流れを作るとあります。

宇検村の人口の年齢構成を分析すると、出生してから高校を卒業するまでの年齢層が13.6%、20代から30代が11.8%、40代から50代が22%、60代以上が52.6%となっており、高校卒業後は宇検村から転出していく18歳以降の落ち込みで、20代から低率の水準で推移し、50歳までが極端に少なく、現役比率が非常に低いのが現状です。

分析の結果、宇検村の人口減少の推移は、長い年月をかけ同じような割合で人口が減少し現在に

至っており、この流れを転じるために改めて地域課題や住民ニーズ、生活実態を調査し、宇検村の 実情に応じた支援体制の整備など、創意工夫の下、推し進めていく必要があると考えております。

次に、2番目の伝統行事及び伝統芸能の伝承が懸念されるなど、地域コミュニティの維持が大変になっているが、対策はあるのかとのご質問ですが、 地域コミュニティの最たるものが集落であるならば、伝統行事の代表的なものは豊年祭であると考えます。

豊年祭が果たす役割は、集落を一つにする力があると思います。児童生徒から青年団、壮年団、婦人会、高齢者までそれぞれに役割を持ち、集落民総出で祭りを盛り上げ楽しみます。観客も大切な役割であり、参加することで集落民としての一体感が生まれます。

この一体感こそが、災害への対応や集落美化作業など助け合いの心につながり、住みよい村づくりが図られると考えます。村内の現状としては、幸い全集落で豊年祭が行われていますが、メインの相撲の取組みについては、他集落の応援を頼みとしている集落も出て来ているようです。また、運営についても、青年層の減少で行事を主導する役を壮年団や集落役員に移すなど集落独自で工夫して開催されております。

また、集落に残されている島唄や八月踊りの伝承が懸念されておりますが、伝承という意味で、 集落ごとの八月踊りや映像記録や方言集の作成、村誌(自然・通史編)の発刊なども行ってきました。伝統行事に限って申し上げますと、今後の発行予定の村誌(民俗編)で各集落などの昔からの 行事等についての記録を残すことができると考えています。これからもいろんな取組みをしながら 地域のコミュニティ維持に努めていきたいと思います。

次に、3番目の地方創生コンシェルジュが派遣される仕組みがあるが宇検村の活用状況はとのご質問ですが、国が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を基に計画作成に取り組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設け、支援するための体制として、平成27年に制度化した仕組みです。

総合戦略策定にあたっては奄美大島5市町村で取り組んだ経緯があり、宇検村としてコンシェルジュを活用した実績はありません。今後、コンシェルジュを派遣されることが予想される事業としては、地方版総合戦略の策定委員会にオブザーバーとして派遣を依頼するか、地方創生に関する村民向けのシンポジウムを開催した場合、講師として派遣を依頼する等が考えられます。

これからの地方創生事業の内容等メニューにより、必要があれば地方創生コンシェルジュの活用 を図って参りたいと考えております。

次に、4番目の本村の子供たちが、将来、島内で就職できる環境の整備について、村はどのように 取り組んでいくのかとのご質問ですが、将来島内で就職できる環境整備という考えは、Uターンす る若者を増やす取組みと理解しますが、雇用の場となる企業が島内に誘致されるのが理想でありま すが、今後、社会はますますオンライン化が進み、企業の在り方、働き方もどんどん変わってくる と思われますので、島に住みながらでも企業のオンライン業務がこなせるような環境整備も必要に なってくると考えます。この流れは全国的に加速していくと思います。将来は、仕事先として住み たい場所を個人が選ぶ時代になることも考えられますので、奄美の魅力、宇検村の魅力の発信はと くに重要になってくると考えます。

今年度から都市部郷友会の2世3世との交流事業を予算化して関係人口の創出を移住定住に結び付ける計画を進めています。交流を通して、島に対する建設的で具体的な提案が得られることが期待できます。企業誘致の件は常に念頭に置きながら、Uターンを促すこれからの仕事の在り方を検討して実行に移していかなければならないと考えます。

次に、5番目の中山間地域の活性化のための耕作放棄地の是正対策はどのように進めるのかとのご質問ですが、まず、耕作放棄地の是正対策として、農業委員会が昨年、農地の貸したい、借りたいの総点検としてアンケート調査等により農地利用に関する意向の確認と併せて、中間管理機構を活用した農地集積関連施策のチラシの配布・説明を実施いたしました。それを受け、本年からは全集落において、人・農地プランの作成に取りかかります。

戸別訪問で収集した情報は農地台帳やその他の集計表に取りまとめるとともに、その情報を関係機関と共有し、地域における話し合い活動を重ねて行うことで、合意の形成と地域の課題を地図に反映させ可視化を目指します。また本プランは、策定後も地域の実情に応じて、1年ごとに目指す農業のあり方を明確化にすることで、農地利用の最適化につなげたいと考えます。

最後に、6番目の農業をどのように発展させていくのかとのご質問ですが、1次産業の中の農業振興は本村にとっても重要な施策として認識しております。本村は耕地面積も少なく、耕地面積を有効活用した農業振興を目指しており、その中で奨励品目を選定して振興に努めております。

まず、サトウキビ振興については、高齢化による担い手不足及び労力の軽減を目的に、国の直接 採択事業の活用による省力化機械の導入や生産奨励金等の助成制度により近年、若年層の参入や面 積拡大が図られてまいりました。今年度も病害虫の防除や単収生産量拡大のため、助成制度を引き 続き実施してまいります。タンカン、マンゴー、カボチャについても栽培面積の拡大の奨励、栽培 指導講習会及び巡回指導を強化し農家所得の向上を目指します。

農地の地力向上・生産安定のため、元気の出る公社堆肥舎完成に伴い、農家への良質堆肥の安定 供給サイクルが確立した後も、堆肥購入助成や営農指導員による栽培技術講習会を随時開催いたし ます。

パッションフルーツも育苗ハウスが整備され、農家の方々にも苗木の安定供給が図られたことに よって生産意欲が図られ、村内での生産量の向上につながっています。引き続き苗木購入助成と安 定供給に努めてまいります。

重点振興品目については、今年度もふるさと納税制度の返礼品として活用できるよう、ふるさと 納税専用ホームページや物産展などでPRに努めてまいります。

以上であります。

〇議長(喜島孝行君)

再質問がありますか。

〇3番(佐佐木一宇君)

ただいまの回答の中で、少子高齢化についての支援体制の整備など、創意工夫の下に推し進めていくとおっしゃいましたけども、この支援体制の整備、創意工夫って、中身はどんなことを考えておいでですか。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

この少子化に対しては、人口の減少に対しては、いろいろな対策が必要であると思いますので、 改めてまず住民の声を聞くという体制から行っていかないといけないですけれども、今年度から地 域共生という、地域共生社会の実現と地域の支え合い活動という、そういう事業が採択されまし て、これは中心になるのは保健福祉課のほうなんですけれども、住民の暮らしへのニーズであった りとか、今の現状であったりとか、そういう今の環境を調査をして、そこをこれからの企画であっ たりとか、地域づくりにつなげていくという事業です。これ3年間なんですけれども、これに基づい て村民のいろんな意見を聞きながら、村民が求める地域づくりができると思います。

○3番(佐佐木一宇君)

それでは、新たに地域おこし協力隊の再配置検討などもされているようですけれども、集落の支援要員としての協力隊の配置については検討できないでしょうか。これも多分過疎債の対象になると思いますけれども、いかがでしょうか。

〇企画観光課長(辰島月美君)

地域おこし協力隊は企画観光課の担当なので、こちらのほうで答えさせていただきたいと思います。

いろんな各課からこういう方面で地域おこし協力隊が配置できないかという話などもありまして、今申し上げた地域共生社会の実現に向けたこの事業に関しても、募集をかけたところだったんですが、ちょっと辞退をされたという経緯があります。地域おこし協力隊は過去4名で、それぞれ宇検村が持っていないいろんな視点で協力をいただいておりまして、すごく重宝をしているんですけれども、今後もそういう目的を持って募集はかけていきたいと思いますし、現在も募集をかけているところであります。

○3番(佐佐木一字君)

今のように過疎になって、非常に限界集落に近い地域などもあったりして、いろいろなことを進めていく中で、今おっしゃった協力隊の支援が必要かなと思いますので、その辺のところは引き続き進めるようにお願いいたします。

それから、地方創生に取組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設けて積極的に支援するための、先ほどお話しました地方創生コンシェルジュの仕組みがありますね。先ほど村長からもお答えのあった平成27年に構築されて、地方からの相談に対して前向きに具体的な提案ができるよう、親切丁寧、誠実に対応していくというふうにあります。先ほどこれからも考える余地があるという発言でしたけれども、これは具体的に本年度は地方コンシェルジュにそういうお話を聞くようなこ

となども考えていらっしゃいましょうか。

〇企画観光課長(辰島月美君)

こういう仕組みがあるんですけれども、このコンシェルジュの皆さんというのは、各省庁の国の職員でありまして、宇検村から直接国の職員に対して要望をしたりとかいう、そこは少し敷居が高いかなというのが実際のところです。この地方創生の計画を立てるに当たり、県であったり、九州であったりとかの説明のときに、そこにコンシェルジュの方を呼んで、そういう説明会などを、そこを実行したという経緯はありますけれども、宇検村の単位で各省庁に勤めていらっしゃる国の方に、直接要望を立てて来ていただく相談をするというよりは、群島内でそういう意見があったときには活用できるかなという考えです。

〇3番(佐佐木一宇君)

じゃあ、そういうコンシェルジュの方と群島全体の体制で、そういうような話し合いを持ったことはあるんですね。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

こちらが窓口になってとか、広域が窓口になって相談を受けたということはないですけれども、 そのコンシェルジュの方々が研修会などで派遣をされて、それを受講した経緯はあります。

○3番(佐佐木一宇君)

それじゃあ、講演会の中の1人のパートとして話があったと。具体的に私たち、こういう過疎の村が困っていることのテーマに対しての話ということでは、特別ありませんね。国のほうからの目線で、こんなことがあるよというようなあれなんだと思いますけれども、できればそういう中に、私たちのこの過疎の村の問題を取り上げていただくような体制も取れたり、そういうチャンスもあると非常にいいと思いますね。それはこれからも引き続きお願いいたします。

それからもう一つ、次に行きますけれども、先ほどの答えの中で若干ありましたが、島外に出た 若者が島で暮らしたいと考えられるような島ならではの魅力やメリットを、村はどのように考えて いらっしゃいますか。

〇総務課長(原田俊昭君)

この魅力でございますが、島の人は島の魅力になかなか気づかないという部分もございます。ですから、ここの中で答弁もしていますが、いろんな交流会とかも通して、交流事業を通して都市部の方の意見を、建設的な意見を取り入れてですね、島の魅力を再発見して、それを都市部の方が魅力と思うものをですね、どんどん発信していく、そういう考えでございます。

〇3番(佐佐木一宇君)

なかなかその魅力と、宇検村の魅力と、今、企画観光課のほうで宇検村のパンフレットなんかを 出していらっしゃいます。非常に見やすいし、以前と随分変わって宇検村らしさが出て来ていると いうふうには思います。さらにお願いするとすれば、各集落ごとのいろんな祭事があります。豊年 祭だけではなくて、しばさしだとか、綱引きだとか、細かい祭事がありますけど、あの辺の祭事も 各集落ごとにこんなことがありますよ、こんなことがありますよというようなことなども、外部の方に一つの、来ていただくためのメリットとしてはあると思うんですけども、だから、集落ごとのそういうような行事のパンフレットなどがあるとありがたいなと思いますが、その辺についてはいかがお考えですか。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

村内全体のパンフレットは、今おっしゃったように何枚も更新をして提出しているところです。 集落に関しては里歩きマップという、湯湾集落と宇検集落が作成されています。そこの中には各集 落の伝統であったりとか、観光地のその場所であったりとか、そういうことがいろいろうたわれて いるパンフレットができているので、今回また各集落の里歩きのメンバーも、何名かガイドさんが 出てきていますので、そういう部分で各集落の発信という、ちっちゃなコミュニティの発信という のも、里歩きのそれとつなげて作っていければなと思っています。

○3番(佐佐木一宇君)

それでは引き続き別の質問をしていきますが、昨年度の転出者数と転入者数が分かったら、ちょっと教えてください。

〇住民税務課長(柳 百々代君)

今現在分かりませんので、後もってお知らせしたいと思います。

○3番(佐佐木一宇君)

じゃあ、後でよろしくお願いいたします。それから、先ほどの中でですね、若者の支援のために 住宅教育を支援するなど、魅力ある姿勢を提示することが必要だと思いますけども、若い人たちが 結婚できるような支援施策というのは、具体的には考えていらっしゃいましょうか。

〇企画観光課長(辰島月美君)

交流関係の予算を計上していると思うんですけれども、それで2世、3世、当該を出られた2世、3世の方と交流を持ちながら、その若い世代たちの交流で何か始まるきっかけになればいいなという、そういう意見などがあります。今回提示をした予算なんですけれども、このコロナの感染症の関係で、ちょっとまだスタートしていないのが現状なんですが、そういう交流を求める中できっかけがあればというふうには考えています。

〇3番(佐佐木一宇君)

宇検村の過疎については、先ほど村長のほうからも日本の全体の人口が1億2,000万あって、それでも全国的に過疎地域、いろんなところが疲弊しているという状況が説明がございました。その中で、例えば、人々がですね、安定して定住するためにはですね、特に若い方々にとっては収入源の確保、先ほど村長もおっしゃいましたけども、企業の誘致というのは非常に難しいというお話もございました。けれども、収入源があって、子育て支援があって、教育、医療、介護、何しろやっぱり経済の安定性だとか、安心が生活づくりの環境には不可欠だと思います。この中の収入源の確保については、例えば、宇検村ではこういうふうなことが考えているよということが、農業、漁業、

いろいろあると思いますけど、その辺で宇検村として考えていることがあればお示しください。

〇総務課長(原田俊昭君)

宇検村での収入源と言いますと、もちろん働く場所があって、そこで収入を得るということであると思いますが、先ほどの答弁でも村長が述べておりますが、これからは住む場所を、ここに拠点を置いて、ここで自分で業務をですね、住む場所を宇検村において業務を行う、そういうこともなってくる時代になると思います。ですから、収入源として企業をもちろん誘致するのを常に念頭に置きながらでございますが、これからは宇検村はこういうところであるという魅力を発信して、ここに移り住む人たちにですね、呼びかけていくという考えがございます。データとしてですね、ちょっと調べてみたんですが、今のマイナビとかいう会社がありますけれども、そちらのほうで今の大学生にアンケートを取った結果ですね、現在、地方で企業があれば、働く場所があれば、地方に行って住みたいかという質問にはですね、半数以上が住みたいと答えてあります。ですから、地方を頭の中では選択肢に入れておりますので、後はもうここの魅力を伝えることができれば、ここに移住してですね、その方なんかの収入源も、本人と地元と協力して、話しながら進めていけると考えています。

〇3番(佐佐木一宇君)

今の中でですね、サポートをいろいろできると、やっていけるというお話がありますけれども、 ちなみにですね、瀬戸内町だとか、奄美市は宇検村からの通勤圏内にあると思います。具体的に言 えば、うちのほうに宇検村の仕事として名瀬だとか、瀬戸内だとか、住用町の方から大勢の方がみ えています。そういう意味ではですね、宇検村に住みながら、仕事は瀬戸内町だよ、名瀬だよとい うことが可能な時代になってきていますし、通勤も道路事情も大変良くなっております。じゃあ、 そういう方々が利用できるために、そういう方々にとっては、その1時間の通勤がデメリットになら ないように、例えばそれをカバーするだけのですね、定住していただくための住宅の費用のサポー トだとか、お子様方に対するサポートなどができないもんでしょうか。

〇総務課長(原田俊昭君)

住宅のサポートとしましては、新築100万、改修したときに30万を限度とするとか、そういうのもございます。そういうのを利用して住めるようなですね、空き家を活用していただくというのもあります。後また住宅使用料ですか、公営住宅の、そういうのの助成もございます。ですから、そういうのを利用してもらって、宇検村に住みながら通うということもですね、十分可能な時代になってきていると思いますので、そこら辺、公営住宅の空きとかもあったときにはですね、村内の人だけじゃなくて村外の人も、住めば村民ですから、そういったのも発信していきたいと考えています。

〇3番(佐佐木一宇君)

集落の放送の中で、今、どこどこの団地が3戸空いていますよ、阿室が空いています、屋鈍が空いていますよ、今、宇検村全体では9戸ぐらいの住宅が空いているんですね。例えば、そういうことな

ども含めて村内への発信も大事です。しかし、村外へのですね、これだけのサポートをしますよ、 支援をしますよということをうたって、村外からもそういう形でですね、定住促進のための発信を もっともっとですね、強くやってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それからですね、今の、先ほど企業の収入をどうして図るかということ、それから、企業への就業をどうやって図るかということについてですね、伺いますが、いわゆる雇用の創出について、宇検村の中の企業だとか商工会と、そういうことについて懇談会を持ったことはありますか。あったら、どんな形で持たれたのか、いつごろ持たれたのか、お示しください。

〇総務課長 (原田俊昭君)

これは、商工会を中心とした集まりとか、そういうところに役場の出かけて行ってということでしょうか。それとも、役場で主催してとか、そういうことでしょうか。両方だと思いますけども、 具体的には、そういう会合を私が憶えている限りでは、開催したことはないと思いますが、必要だとは考えております。

○3番(佐佐木一宇君)

先ほどの就業人口の問題を含めれば、私たち宇検村をですね、サポートしてくれているのは、それぞれの企業の方々なんですね。宇検村が企業の実態を知るのは納税状況で知るぐらいで、具体的にじゃあ今、このコロナ騒ぎで企業がどれだけ疲弊しているのか、何を企業が要望、期待しているのかなどもですね、これはこういうときだからこそタイムリーに、できるだけ早くですね、迅速にそういうときがあったときには迅速にそういう方々と行政側が主体となって、行政側としてサポートできることを、やっぱり彼らにですね、話してあげる。また彼らの話、声を聞いてあげることは大事だと思うんですけども、早急にそういう行政の主導でですね、商工会を主体とした企業の方々との懇談会を持つことはできるでしょうか。

〇総務課長(原田俊昭君)

今回ですね、企業の方と集まってという会合は持たなかったんですけども、今回、商工会の方と 産業振興課と私どもと、そういう会合は持っております。それで、どういう影響があったか、影響 があった事業関係はどういうところかとか、そういう会合は持っています。ですから、今後はそれ を広げていく、そういうふうにして情報を収集して雇用の場を広げていくようにしたいと考えてお ります。

〇3番(佐佐木一宇君)

私は個人的にはですね、企業の方、お二人の代表の方とたまたま声がかかりましてお会いしておりますけども、やはり、企業としては大変困っておいでです。だから、そういう本当の企業が何を困っているかというのは、商工会さんを通じて、その関連でお聞きするよりは、商工会さんが主体となって実際にそういう企業の方々とお目にかかって、そういう方々のご意見を十分に聞いて、それからその辺に行政でサポートできるような形をですね、是非とってほしいというふうに思います。これはもう今の、特に今の時期はいろいろ問題があって、そのコロナのためにいろんなところ

にですね、そういう問題が起きています。かなり、我々はですね、こういう議員という立場、皆さんは行政の立場で収入的には守られています。けれども、一般的には物が売れない、仕事が減る、仕事休みが出る、大変疲弊しております。そういう実態をですね、やっぱり私たちが本当に真摯に聞いて対応していく必要があると思いますので、その辺をお願いいたします。

それから、定住自立圏構想都市に対して奄美市が取り組んでいます。ご存じでしょうか。定住自立圏構想都市として奄美は取り組んでいます。定住自立支援構想都市というのはですね、医療、福祉、教育、産業振興、交流、移住など、多くの施策があって、それぞれの魅力を活用して、いいですか、NPOや企業といった民間の担い手を含めて相互に役割分担し、連携・協力することで地域住民の生命と暮らしを守るための圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する施策です。これについて、奄美市は取り組んでおられますけども、宇検村はこういうことがあることを、取り組んでいらっしゃるのか。こういう仕組みがあるのをご存じなのか、お示しください。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

人口の増加を目指しての取組みだと思うんですけども、人口の流出関係であったり、増減であったりとかはいろんな要因があって、そういう仕組み、学校であったりとか、子育てであったりとか、結婚支援、そしてまた環境の整えという、そういうのを中心に活動するという仕組みであると、今うかがって、そう認識しましたが、定住促進、そして移住関係であったりとかは、今回、地域おこし協力隊の方に、その移住関係の担当をしていただいているんですけれども、私たち行政の中で進めてきた移住や定住とは、またちょっと違う方向で、実際に外部から移住をして来た、その本人の困りごとであったりとか、住宅のさっき話も合ったんですけれども、住宅の間取りであったり、そういうのの発信も何もないという、そういう不具合が今どんどん埋め尽くされているという部分があります。そういう一人一人の活動であったり、また方針であったり、役場の仕組みであったり、そういうのが全部ひっくるめていろんな移住定住につながっていくと思いますので、今それを全部取りまとめてという仕組みづくりというのはないんですけれども、これから始まる地域共生を主体に、いろんな分野で不具合があることをどう解決していくかというのを、住民の声を聞きながら求めて、住民が求めていく場所に向かっていくという方向で取り組んでいきたいと思います。

〇3番(佐佐木一字君)

非常に分かりやすい回答でありがたいと思います。じゃあ、宇検村としては、またその定住自立 圏構想都市という、そういう国の中での助成があるということはご存じなかったようですけれど も、これについてよくお調べいただいて、それについてですね、利用できるものは利用しましょ う、その点をよろしくお願いいたします。

引き続きでですね、伺いますが、時間はありますね。基盤整備の進展によって、土地の生産性の 向上や労働生産性の向上を目的として進められてきたと思いますが、基盤整備を行ったのは何カ所 で、その中で耕作放棄地は何カ所ぐらいありますか。担当課長、分かればよろしくお願いします。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

お答えします。基盤整備地を実施したのは、集落別で宇検が3カ所、芦検が2カ所、田検が3カ所、 湯湾が6カ所、須古が1カ所、部連が1カ所、名柄が1カ所、佐念が1カ所、平田が3カ所、阿室が1カ所 の22カ所で151haです。それと、基盤整備地での耕作放棄地についてですが、全集落にありまして、 耕作放棄地だけで25 h a になります。また、箇所数では調査しておらず、面積及び筆数で管理して おります。

○3番(佐佐木一宇君)

ありがとうございます。今のデータ、後でまた私のほうにもコピーしてください。よろしくお願いいたします。

それから、引き続きですね、基盤整備は農業者の所得向上を目指すことが目的でやってこられた わけですけれども、具体的にその基盤整備をしたことで所得の向上はあったというふうに認識され ておられますか。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

お答えします。基盤整備により区画整理されたことで、畜産の団地形成や施設果樹や畑作物の生産拡大に伴い、農業者の戸別所得は向上しているが、近年の鳥獣被害等により所得の減も見られております。今後も農業者育成を行い、新たな機械化による省力化を推進して、耕作放棄地を解消しながら所得の向上を図っていきたいと思います。また、令和元年度では栽培面積、栽培品目の実績の販売数ですが、販売額ですが、タンカンが3,850万、パッションが350万、マンゴーが4,500万、サトウキビが954万3,000円になっております。

〇3番(佐佐木一宇君)

ありがとうございます。今の数字、また後で教えてください。

それからですね、今の中で鳥獣被害の件がございました。鳥獣被害の防止についての取組みは何かありますか。具体的にもしやっていれば教えてください。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

お答えします。鳥獣被害対策の実施について、本年度より宇検村の鳥獣被害対策実施隊と、あと 宇検村鳥獣対策資材購入補助を行っております。

〇3番(佐佐木一宇君)

時間がありませんが、今、その基盤整備の中でタンカンだとか、キビだとか、カボチャだとか、マンゴーとかやっていらっしゃるということですけども、具体的に基盤整備したところでのですね、目的別のそれぞれのですね、栽培面積が分かったら、分からないかな、分かればお示しください。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

お答えします。タンカンが村内で14.78ha、キビが12ha、カボチャが2ha、パッションが3.32ha、マンゴーが3.3haになります。

〇3番(佐佐木一宇君)

ありがとうございました。今の数字なども後でまた教えていただければありがたいと思います。

以上で質問を終わりますけれども、新型コロナウイルス感染症は教育の問題や地域社会に莫大な影響をもたらしています。多くの行事の中止、これは外部への依存度が高い私たちの村としては甚大な影響です。経済的には観光策だとか、宿泊業、飲食業、養殖業、畜産業、農業、漁業と莫大な影響が起きております。行政の私たちの取組み、それから英断が求められておりますので、ともに一緒に協力してやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

〇議長(喜島孝行君)

これで、3番、佐佐木一宇君の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

〇議長(喜島孝行君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの佐佐木議員に対して、住民税務課長、柳 百々代君からの答弁をお願いいたします。

〇住民税務課長(柳 百々代君)

先ほどの佐佐木議員のご質問にお答えいたします。

昨年度の転入者数は89名、転出者数は109名であります。

〇議長(喜島孝行君)

次に、5番、吉永常明君。

〇5番(吉永常明君)

皆さん、おはようございます。第2回定例議会に当たり、一言、所見を申し上げます。

私たち、この定例会がこの任期中最後の議会になります。今年に入り、今年2月に入り全国各地で新型コロナウイルスが発生し、いまだに終息の見通しがない中、6月中旬から現在運休している東京、大阪、福岡、沖縄の航空便が再開し、人々の往来が自由になり、多くの観光客が本村にも訪れるものと思われます。村民におかれましては感染予防のため、多くの人が集まる場所でマスクの着用、細目に消毒液での手洗いを気をつけ、この難局を皆さんで乗り越えていきましょう。

それでは、通告に従い、一般質問をしていきます。

まず最初に、新型コロナ対策について4点ほどお聞きします。

まず1点目、宿泊、飲食業、その他、関連する企業、個人への村独自の支援策の考えはないか伺い をいたします。

2番目に、今後、第2波感染が予想されるわけですけども、マスク、消毒の確保はできているのか

伺います。

3番目に、本村で感染発生がした場合の対応について、どのようにされるのか伺いします。

4番目に、小中学校が臨時休校しましたが、授業の遅れに影響ないのか。また今後、どのような対策を取られるのかお伺いします。

次に、防災について2点ほどお聞きします。

台風シーズン前になりました。各集落の河川状況とその対応についてお伺いをしていきます。

2番目に、各集落にある防災無線が聞きづらい地域があるというふうに聞いています。その対応について伺います。

次に、地域活性化についてですけども、旧須古小中学校、名柄保育所の再利用の考えはないか伺っていきます。

後は通告席で質問していきます。

〇議長(喜島孝行君)

ただいまの吉永常明君の質問に対して答弁を求めます。

〇村長 (元山公知君)

吉永議員のご質問にお答えいたします。

コロナ対策についての1番目の宿泊、飲食業その他、関連する企業、個人への村独自の支援策の考えはないかとのご質問ですが、新型コロナウイルス感染症による国内での被害対策として、国・県などで様々な支援対策が行われておりますが、本村としても独自の支援策として、今回の補正予算に計上しております。

まず一つ目は、県外及び島外移動規制の影響がきわめて大きいと考えられます観光・宿泊・飲食業者向けに、売り上げが前年同月比で、30%以上減収があった事業所に、一律10万円の支援金を予定しております。

二つ目は、主に出荷先を島外に持ち、新型コロナウイルス感染症の影響がきわめて大きいと見込まれる水産養殖業者に対して、従業員数に応じ、上限200万円の支援金を予定しております。

三つ目に、村の商工業者の経済活性化及び村民の生活向上を図るために、全村民に5,000円分の商品券配布を予定しております。

四つ目に、村独自のプランで実施を予定している支援策として、新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金を財源にう一けん発見!再発見!事業を計画しております。新型コロナウイルス 蔓延防止対策に伴う移動自粛や休業要請による宿泊、飲食、ガイド業者等の営業収益の大幅な減少に対する支援と観光立村の機運を図るため、村民を対象に村内観光プログラムの利用に伴う料金の助成を行うものです。

今回の補正で991万3,000円計上させていただき、7月1日から実施していく予定です。利用者の負担を全額補助することによって見込まれる、需要増加による観光消費の向上で、減収になった期間の補填となる経済効果を目指すものです。

次に、2番目の今後、第二波感染が予想されるがマスク、消毒液の確保はできているのかとのご質問ですが、村としては、今後、第2波、3波が予想される対応として、専決予算でマスク及びアルコール消毒液を購入し、また、企業や商工会等から贈呈があり、紙マスク約1万枚、消毒液が約50ℓを備蓄している状況であります。

次に、3番目の本村で感染が発生した場合の対応はとのご質問ですが、新型コロナウイルスについては、これまで周知してきましたとおり症状が出た場合には帰国者・接触者相談センターに相談していただくことになります。センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の帰国者・接触者外来を紹介しています。医療的処置が必要な場合においては、保健所から救急要請を行う場合もあると聞いております。そして、PCR検査を受け陽性が確認された場合には、陽性感染者及びその濃厚接触者について、全て保健所が責任を持って追跡調査等を行うということを確認しています。

そのことを受け、村でも対応していくことになりますが、今回、島内で感染者が発生した際の対応から、まず、村としては学校の臨時休校、保育所の臨時休園をはじめとする各公共施設の自粛等の要請、また、村内の事業所や村民の皆様にも、感染拡大の防止などのため、自粛の要請を行わなければなりません。このため、村ではこれまで分かってきていることを元に自粛の要請基準を検討しているところです。全国で移動が可能と予想される6月19日よりも前に決定できるよう各部署で取り組んでいるところです。

次に、防災についての1番目の台風シーズン前の各集落の河川状況と対応はとのご質問ですが、近年の環境の変化によるゲリラ豪雨や台風時などにより、昨年各地で河川の氾濫等で大きな被害を受けている状況が報道されていた事を記憶しております。本村においても梅雨や台風シーズンに入り、その防災対策は重要な施策と認識しております。村内の河川には県が管理している河川、村が管理している河川があり、それぞれの管理者で維持管理を行っております。

本村が管理している各集落の河川状況についてですが、特に集落内の河川は、梅雨の時期、台風 襲来時、短時間の集中豪雨や連日雨が続くと河川が氾濫する恐れがあります。普段から河川の状況 等については、確認し、把握しております。

対応についてですが、令和元年度までは、河川総務費で重機借り上げ料を計上し、河川の土砂撤去をしてきました。今年度からは、緊急浚渫推進事業で対応していきます。

これまで集落から要望申請がきている部連集落、生勝集落内の河川から対応しております。現在、集落からの要望を受け、立会調査を進めていますが、河川の巡視を実施したところ、堆積場所が確認されている河川については、順次、堆積土砂の取り除きを進めて行く考えであります。

次に、2番目の各集落の防災無線が聞きづらい地域の対応について伺うとのご質問ですが、防災行政無線は平成22年に開局となり20年が経過していますが、毎年2回の点検を行い、村民への情報伝達が途切れることがないように、防災体制の整備に努めています。無線の位置については、当初の段階で、すべての住民に放送が届くように試験放送を重ね、現在の位置に設置されたと認識していま

す。

無線の位置やスピーカーの向き以外で、放送が聞きづらい要因としては、天気による影響やスポラディック E層による電波の乱れにより放送が途切れたりすることがあるようです。このスポラディック E層は4月から6月ころに発生し、電波を反射する層のようなもので、反射された強い電波が弱い電波を押さえ込むので、もともと山裾の電波の弱い地区などは押さえ込まれて放送が途切れることがあるとのことですが、現段階でこのスポラディック E層の対策は無理のようです。

また、公民館とスピーカーが有線でつながっている場合は、線が経年劣化で風雨の影響を受けやすくなっていることも考えられますので、地区が特定されれば線の取り替えを行ってまいります。

いずれにしても、聞きづらかった日時の特定が有効な対処方法につながりますので、区長さんを 通じて住民の単発的な情報も整理して対応してまいります。

次に、地域活性化についての旧須古小中学校、名柄保育所の再利用の考えはないか伺うとのご質問ですが、廃校の活用について、2016年文科省データによると全国で6,000弱の廃校が存在していますが、約70%が活用されており、多くは、オフィスや工場、宿泊施設などに活かされています。この活用事例をみても廃校後の比較的早い時期の老朽化が進む前に用途を決定し活用されていると思われます。旧須古小中学校については、廃校となってから約50年余り経っており、鉄筋コンクリート建物の耐用年数を優に超えているので、建物本体の活用を考えるのではなく、取り壊して敷地利用を考えたほうが良いと判断いたします。敷地が堆肥センター内にあるので、生産過程で有効に活用すれば生産量のアップに見込まれると考えられます。

旧名柄保育所は、昭和48年建設され、丁度耐用年数の47年になりますが、建物自体はしっかりしているので、地域活性化の観点から活用できれば望ましいと考えております。現時点で具体的な活用方法は決まっておりませんが、活用は産業育成という考えでありますので、村も固定概念にとらわれず積極的に関わり、新たな挑戦ができればと考えています。

コロナ対策についての教育関連の質問については、教育長が答弁いたします。

以上であります。

〇教育長(村野巳代治君)

それでは、吉永議員の質問にお答えします。

まずは、小中学校が臨時休校したが、授業の遅れに影響はないかという質問についてお答えします。

宇検村の小中学校の授業の遅れに影響は多少あるということになります。具体的には、4月の21日午後から5月6日まで臨時休校いたしましたので、各学校40単位時間程度の遅れが生じました。ただし、学校によっては臨時休校中にICTを用いて授業を行ったり、家庭学習を工夫したりしたことなどで遅れを少なくした学校もあります。

次に、今後の対策はという質問に、学校の対応と教育委員会の対応の二つの観点からお答えします。

まずは、1点目の学校の対応について説明します。各学校は集合学習、宿泊学習、修学旅行等の行事を中止したり、来年度へ延期したりするなどの行事の精選を行っております。これらの行事を授業へ振り替えたり、振替休日予定であった日に授業を行ったりすることで、およそ20単位時間程度を取り戻すことになります。また、中学校においては、地区総体が中止になったことによって10時間程度取り戻すことになります。さらに、土曜授業で計画していた外部との連携授業を通常の授業に振り替える学校もあります。

次に、2点目の教育委員会の対応について説明します。教育委員会は5月7日、8日に予定していた 村教科領域当部会を書面会議にしました。このことにより、各学校は午後の授業を実施することが でき、4単位時間程度を取り戻しています。

これまで説明させていただいた2点に加え、今年度は例年度より休日が少ないため、各学校とも予備字数が多くある年度です。その予備字数も授業を進めることに使うことができます。これらのことにより、宇検村内の各小中学校は1学期のうちに授業の遅れを取り戻すことができる見込みです。

なお、今後の新型コロナ感染症の感染拡大状況や台風の襲来等による臨時休校が生じた際には、 更なる対応が必要となる場合があることも考えられますが、現段階では夏休みの短縮や土曜授業の 増加等の対応は必要ない状況であります。以上です。

〇議長(喜島孝行君)

再質問はありますか。

〇5番(吉永常明君)

まず最初に、コロナ対策について伺っていきます。まず最初に、5月に特別定額給付金が支給されましたが、本村についてはスムーズな対応だったというふうに思っています。そうした中で、定額給付金は全世帯にちゃんと配られたかどうか、企画観光課長、お願いします。

〇企画観光課長(辰島月美君)

4月20日に閣議決定されたこの補正予算で決定された件なんですけど、準備期間も短くて、区長さんや民生委員さんに負担をかけることも多々あり、ご迷惑をおかけしましたが、現時点、今日時点であと1件で、お一人で処理が終了するということです。

〇5番(吉永常明君)

そうした中で、何人かが自分は要らないとかという人がいたというふうに聞いていますけど、そういうのもやっぱりあるんですか、実際に。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

申請書を配送していただく中で、定額給付を受領するか、受領しないかというのは、個人の判断 ということで、その判断はここで公表するということはちょっとできないんですけれども、システ ムの中では、流れの中では、そういう判断で申請書を出すという流れでした。

〇5番(吉永常明君)

次に、1点目の宿泊飲食業に関する村独自の支援についてなんですけども、答弁にもありましたよ

うに、ここに載っていますけれども、この財源についてはどんなふうに考えておられますかね。

〇総務課長(原田俊昭君)

この財源につきましては、今回の国のほうから地方創生臨時交付金という形で各市町村に交付されております。その財源をもって支援対策に当てております。

〇5番(吉永常明君)

今の件は国からの地方創生からの交付金なんですけども、僕が一番聞きたかったのは、村の単独 での支援というのはできないかなというふうにお聞きしたかったんですけども、今の答弁でした ら、やり方としては村のやり方ですけども、お金としては国からのお金で対応ですよね。だから、 村の独自の対応というのは全然考えていないですか。

〇総務課長 (原田俊昭君)

財源につきましては、国からの地方創生臨時交付金でございますが、これの使用、用途におきましては各市町村に任すということでありまして、その中でいろいろ知恵を出してですね、結果的に各市町村、同じような対応を取っている部分もあります。ですが、後でも出てきますが、村独自の対応も取っております。ですから、市町村独自の考えで行っております。以上です。

〇5番(吉永常明君)

このコロナが発生してから、行政もそうですし、我々議員のほうも研修とか、出張が無くなっているわけですよね。その費用というのは、結構大きい費用かなというふうに思っているんですけども、例えばそういう費用をね、こういう緊急な時に使うということはできないものですか。

〇総務課長(原田俊昭君)

先ほども申し上げておりますが、この地方創生臨時交付金、村にとっては結構な金額でありまして、その使用の方法をですね、それをまずは考える。それが一番重要でありまして、まずはそれからやります。財源が残ったら、それを何かに当てようとか、そういう考えは先には立ちませんで、まずは国の財源を利用して、いろいろアイデアが出て、それプラス単独で補填するという考えはあるとは思いますが、まずはこの地方創生臨時交付金を活用したということでございます。

○5番(吉永常明君)

答弁にも載っていますけども、今回補正で3,100万ぐらい、この交付金が上がっているんですけども、3,100万で十分対応は可能ですか。

〇総務課長 (原田俊昭君)

この支援策につきまして、村独自でも産業振興課の担当とかですね、いろいろな業種の方に聞いたり、あと私どもも一緒になって商工会から情報を得たり、そういう中で、この支援策を決定したわけでございますが、村内の事業所の数からいいますと、この今回の対応で十分足りていると考えます。いろんな調査をアンケートみたいな形式で取ったわけではございませんので、今後、申請の段階で新たないろんな申請が出てきた場合はですね、それに対する対応も考えなければいけないと思いますが、いろんな調査をした中で、こっちが調査をした中で、事業所の数とか考えまして対応

できたと考えております。

〇5番(吉永常明君)

この答弁書を見た限り、3,100万という交付金が来て、この答弁書の10万だとか、200万だとかしたら、村内の企業数というのは知れているので、結構な金額があるな、余るというか、余剰になるのかなというふうにも思います。そうした中で、今回、この答弁書の中にもありますように、前年の売上に対して30%というふうに答弁されているんですけど、新たに企業を起こした方々にはどういうふうな対応をされるんですか。

〇総務課長 (原田俊昭君)

こちらのほうには前年比30%と書いておりますが、この支援の支給に関しましては、ちゃんと要綱を作成しておりまして、その要綱の中には直近何カ月とか、そういうふうなことも書いてございます。ですから、そこら辺で対応できると思います。

〇5番(吉永常明君)

例を出しますと、私が住んでいる地域でも、今年からゲストハウスを始めるところがあるんですね。そしたら、直近も何も、実績も何もないんですよ。そういったところの支援については、どういうふうに捉えますか。

〇企画観光課長(辰島月美君)

この30%減に対しての10万円支給とはまた別に、4点目に村長が申し上げましたう一けん発見!再発見!という事業なんですけれども、これ、ちょっと村民とのやり取りがあるので、ちょっと分かりやすいネーミングをつけて、今、申し上げているんですが、この中で、この事業の内容としましたら、宿泊業、飲食業、ガイド業、そしてまた体験でいったら待ち網であったり、魚釣りであったり、ダイビングであったり、そういう方々が独自でプログラムを組んで、それを村民に提供する、通常、これから先もずっとその値段設定で、そのプログラムで観光業としてやっていけるという、そういうプログラムを組んでいただいて、そこに対して参加した村民の経費は、この交付金で助成をするという事業なんですけれども、この中では新しく事業をされる方であったりとか、新しく飲食店を始めたい、そしてガイド業を始めたいという人たちも全て対象になっていまして、今から観光を進めていきたいという人と、また今までやっていて店を閉めて収入がなかった方々も、この事業を通して収益を上げていただくという、そういう事業を利用して、また観光業の発展になればと思っています。

〇5番(吉永常明君)

先ほどちょっと所見でも述べさせていただいたんだけども、今月の19日からですか、東京、大阪、各方面から飛行機が飛ぶわけですけども、そうした中で、多分、本村の宿泊施設とかは特に小さいところですので、観光客が予約をしても、多々断っているんですよね。やはり高齢者が多いんで、地域の方に迷惑をかけたらだめだという考えがあるので。そうしたときの、これは今回、多分1回きりだと思うけど、今後、結構長引くのではないかと思って、ずっと営業ができない状態になる

かと思うんですけど、そういったときの対応の仕方はどうされますか。

〇企画観光課長(辰島月美君)

新型コロナ感染の影響で集落に迷惑をかけるという観点からも、店は閉めるという情報はそれぞれからいただいています。今回のこの事業も、村民を対象にしていまして、特別定額給付金は住所を置いている方となっているんですけれども、この対象者は住所を置いて、更には宇検村で生活をされている方、住所を置いて大阪に住まわれている方とか、鹿児島に住んでいらっしゃる方は対象にならないという、村内限定というプログラムです。視点を変えて、観光というのは村外、または島外、県外の人から呼び込むという部分もあるんですけれども、今回の村内を対象にして村内でいろんな村民が経験をしてくださることによって、村民の中からもニーズがあったり、行ったことがない、泊まったことがない、そして経験したことがないというプログラムを経験することによって、村民の村内で経済が回る、そういう仕組みができればと思っています。これから影響がずっとあるとは思うんですけれども、世界遺産登録も延期になりましたし、そういう部分で影響はあると思うんですけれども、それから出た影響に対しては、またそのとき対応していくということで、今できる対策としてはこの事業で何かが始まれば、発展になればという考えです。

〇5番(吉永常明君)

今、課長が答弁されましたけど、結局、よそからは人がなかなか来てというのは本当に怖い話で、村民がなるべく地域のそういった施設を使うということは、非常に大事なことだと思うんです。そうした中で、今回、宇検村民に5,000円分の商品券を出されるみたいなんですけど、それはもう村内の商店、宿泊業、飲食業、全てが可能ということですか。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

宇検村の全飲食、宿泊、観光業に使える券です。

〇5番(吉永常明君)

そうした中で、ちなみにこれ、分かる範囲で結構ですけども、観光業者、宿泊施設、飲食限定、 ちなみに本村に大体どれぐらいあるんですか。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

はい、お答えします。要綱を作っておりまして、宿泊、旅館とか、ホテル、食堂、喫茶店とか含めまして10業者、それ以外で14業者、食料品製造業とかが14業者になります。

〇5番(吉永常明君)

合わせて24業者あるわけですけれども、やはり、いつ終わるか分からないこの感染症なので、なるべく、本当、そういう人たちが生活に困らないような工夫を、是非していただきたいというふうに思います。

次に、今後、恐らくどの専門家も第2、第3波がくるだろうというふうに予想されているということは、必ずくるだろうなというふうに思っていますけれども、そうした中で、マスク、消毒液の確保について、答弁では確保されているみたいなんですけども、そうした中で、本村に社会福祉協会

と老人ホームがあるわけですけれども、そこら辺についての対応は、行政としては考えてないですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

マスクを外して答弁したいと思います。この吉永議員の答弁は3日目にもダブるんですけどよろしいですかね。では、今、村長のほうからマスクが1万枚とアルコール消毒液が50ℓですかね、貯蓄しています。それと、また現在、皆さんも同じように3月から4月ということは、奄美市でもなかなかマスクが手に入りませんでした。どうにか企業や商工会の皆様から贈呈があって、今この枚数を貯蓄しているんですけど、この枚数を、今質問のあった贈呈じゃなくて、今度の5月の連休に布マスクを、自粛自粛だけじゃだめだということで、村のほうが1枚250円で買いますから1,000枚、どうにかできないかということで、答弁が重複するんですけど、その当時で2,880枚集まりました。その中で、村内に配布しているあれなんですけど、それはあくまでも布マスク、2,880枚を75歳以上の方、妊婦さん、定期的に診療所へ受診されている方を800枚とか、各学校の生徒、また職員のほうに400枚とか、また74歳以下の介護認定を持っている方、障害者、施設入所・通所の方、また医療機関、施設等の職員にまた500枚、また区長、民生委員、老人会、各ボランティアの方々に400枚、また生活保護の方に約100枚、合計2,288枚を計画しております。

それと、村内の福祉施設や医療施設等に紙マスク、布マスクの配布もやっておりまして、虹の園さんに紙マスク500枚、布マスク93枚、ざっと言えば結構あるもんですから、7の施設に紙マスク2,000枚、布マスク204枚を提供しております。施設としては今言った虹の園さん、滝の園さん、やけうちの里、自立支援B型ゆらうち、生勝のB型なんですけど、それと薬局、歯科、宇検診療所に合計2,000枚の、布マスク204枚提供しております。

それと、併せて言いますけど、うちのほうが奄美大島5市町村のマスク緊急配置ということで、5 市町村の首長さんの意見で大島本島の医療機関にマスクを提供しましょうということで、鹿児島県 立病院に2,000枚、大島郡医師会に1,000枚、奄美中央病院に1,000枚、奄美病院に1,000枚、名瀬徳 洲会病院に1,000枚、笠利徳洲会病院に1,000枚、瀬戸内町徳洲会に1,000枚、大島保養院に1,000 枚、奄美和光園に1,000枚、紙マスクを1万枚贈呈しております。以上です。

〇5番(吉永常明君)

今、課長がずっと贈呈先を述べたんですけど、その中でこのマスクが1万枚と消毒液が50ℓ確保しているということでいいんですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

今現在、その後の貯蓄が1万枚と消毒液が50ℓあるということです。それと、現在、第2波、第3波があるということですので、紙マスクとアルコール消毒液と防護服、今、よくテレビで言うフェイスガード、それを今、注文中です。以上です。

〇5番(吉永常明君)

このウイルスが、今は停滞というか、していますけど、やっぱり冬になったら必ず出てくるとい

われているんですね。冬になれば、寒くなるとウイルスが活性化して、多分出るだろうというふう に専門家の方が話されているんで、そこら辺も十分考えて、今後対応していただきないなというふ うに思います。

次に、本村で感染者が発生した場合の対応なんですけども、答弁にもありますけども、もし、本村でそういう方が見受けられたときは、本村の消防で搬送するのか、名瀬から保健所が来て対応するのか、そこら辺はどうなんですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

ただいまの質問ですけど、原則は電話のほうで帰国者・接触相談センター、いえば名瀬保健所ですね、そこに電話するというのが基礎です。しかしながら、宇検村の場合、一つの例として高齢者が住む中のほうは、やっぱりそういうところの保健所のほうに電話するより、救急宇検分駐所になると思うんですけど、その場合はですね、新型コロナウイルス関連肺炎等に伴う119番要請が来た場合は、一括、ここの分駐所じゃなくて、大島地区消防組合のほうで一括処置します。そこで聞き取り調査をやります。そして、その状態によっては消防本部が保健所とも協議して、救急要請があるんだったら出動するということに、ならいになっております。以上です。

〇5番(吉永常明君)

本村の人柄として、こういう帰国者とか接触外来とかというのに、わざわざ電話をして邪魔くさいなとかいうのが多々あると思うんだけど、そうした中で、熱がある、ちょっとおかしいなとか思ったときには、本村の診療所でもそこら辺は対応はできるんですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

相談は、診療所のほうには例は1件ありました。そのときの先生の対応は、まず、電話で聞き取り して、診療所に入れるんじゃなくて、車に待機してもらいました。そこに先生がマスクして聞き取 り調査した例もあります。以上です。

〇5番(吉永常明君)

そしたら今後も、今、課長が答弁されたような対応になるわけですね。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

僕の立場からいえば、原則、保健所に電話してくださいと。そして多分、今言ったんですけど、何度も言いますけど、やっぱり高齢者の方は言っても分からないと思いますよ。熱があったらすぐ救急車。その場合はもう本部。それはもう原則変わってないですので、聞かれたら原則、議員の皆さんも原則、名瀬保健所のほうに電話してくださいと。名瀬保健所と大島地区消防はつながっていますので、よろしくお願いします。

〇5番(吉永常明君)

コロナ対策については、後の議員もほとんど同じような質問が多いんで、もうここら辺にしておきますけど。あと、子供たちの授業について、教育長の答弁でほとんど問題がないというような答弁でしたけれども、ここに答弁にもありましたように、夏休みが短縮になるんじゃないかとか、そ

ういう懸念を持っていたので聞いてみようと思ったんですけど、そこら辺は大丈夫ということですね。

〇教育長(村野巳代治君)

はい、吉永議員おっしゃったように、現時点ではですね、7月の20日、21日、夏休みにいつもだったら入るんですが、その間にまた第2波とか、そういうことが起こらない限りは短縮等は考えておりません。以上です。

○5番(吉永常明君)

コロナについては、これで終わります。

次に、河川について伺っていきます。奄美の豪雨災害があったのも6月、去年の阿室と屋鈍間の災害があったのも6月なんです。ずっと6月というのは梅雨の末期なんで大雨が降ったりするんですけども、そうした中で、今のところ本村の河川には問題はなかろうかという答弁でしたが、実際に課長、そこら辺は回って見られたんですか。

〇建設課長(高田浩志君)

村内に村が指定した準用河川が36あります。普通河川が39あります。これは集落内の河川が全体で24河川あります。これは村が指定している14河川が主な河川なんですけれども、これにつきまして、4月の時点で各河川を、特に集落内の河川を点検しております。その中で、二つの河川で河川の下のほうが洗掘されている場所があって、それに対しては対応の指示を出しております。それから、普通河川の位置、これはチップ工場のところの河川なんですけど、環境保全型のブロックの詰めている石が抜けているところがありまして、これについても指示を出しているところであります。村内の河川についての堆積は、答弁でも述べておりますように、今年度から4カ年の推進事業、浚渫推進事業で堆積土を撤去していくという中で、生勝集落の第2生勝川と、それから昨年の議会報告会の中でもあったと思いますけど、部連集落の河川について、これは今、業者に指示出してやっているところであります。ほかの河川についても、やっぱり河川の中でカーブのところであったり、堆積土があるところが見受けられますので、その辺は今後この推進事業の中で対応していきたいと考えております。

〇5番(吉永常明君)

去年までは重機の借上げで各河川の撤去をかなりやられていると思うんです。そうしたおかげで、僕も何カ所か、ずっと回って歩いているんですけど、ほぼ今のところ問題はないのかなというふうに思います。だけど、やっぱり災害というのは、いつ、どういうふうにして発生するか分かりませんので、そこら辺はまた十分気をつけながら対応していただきたいなというふうに思います。

次に、防災無線ですけど、前、2年前かな、同じような質問をしたときに、多額の費用が掛かるので、なかなか施設とか、そういうのは難しいというような答弁をいただいたんだけど、実際に本村におかれては高齢者が多いものですから、やはり耳の遠い方が多々多いので、ここに答弁にも載っていますけど、雨降りとか、風が強い日には防災無線がもうほとんど聞きづらい地区が、やっぱり

あるんです。何をしゃべっているのか全然分からないと。そうした中で、やはり各区長さんなどに 実際に集落の状況を聞いて、やっぱり対応すべきじゃないかなというふうに思うんですけど、どう ですかね、課長、そこら辺。

〇総務課長(原田俊昭君)

今回、この質問ございまして、ちょうどその後、区長会がございましたので、その中で全員の区長さんのほうに、聞きづらいところがあるか、それはどういうふうな状況かということを聞いております。その中のほとんどがですね、聞きづらいところは集落のはずれであったり、地域が大体特定されていて、それの対応としてはスピーカーの位置を検討すると、向きを検討するとか、新たに立てるかとか、いろんなことになろうかとは思いますけど、そこら辺、またいろんな費用の面もありますので検討していきたいと思いますが、それ以外で聞きづらいところは、先ほどもありました北風が強い屋鈍とかですね、実際、保守業者に聞きました。そしたら、実際風の影響が相当あるようで、向かい風のときにはもうほとんど音声がストップするようなことがあるようです。ですが、風の影響がないときにははっきり聞こえる。これは、区長さんからもちゃんと伺っています。ですから、天候による聞きづらいところの対応はですね、保守業者さんとかとも検討しながら進めていかないと、普段ははっきり聞こえて、天候の悪いときに聞こえない。ですから、これはもうちょっと技術面での対応となりますので、今後進めていきたいと思っております。ちなみに、聞きづらかった集落はですね、7集落が聞きづらかったところがあるということで確認しております。

〇5番(吉永常明君)

そうした中で、結局、行政のほうからいろんな情報を流していただいているんですね。非常にありがたいことなんですけど、結局、それが聞き取れないと、聞こえないということだったら、結局、いろんな情報を提供してもらっても意味がないのかなというふうに思っていますので、今、課長が答弁されたように、是非各集落の区長さんと話して、移設できるところは移設し、増設できるところは増設して対応していただきたいなというふうに思います。

次に、名柄保育所と須古の小中学校についてなんですけども、ちょっと以前から須古の小中学校については旧堆肥工場と新しくできた堆肥工場の間にあって、非常に見苦しいというか、見た目、 非常に見苦しくて、あそこはもう解体して有効利用すべきじゃないかなというふうに考えるんです けど、そこら辺はどうなんですかね。

〇総務課長 (原田俊昭君)

村長の答弁にもございますが、向こうはですね、議員がおっしゃるように、敷地のほうを利用する、そのほうが有効活用できると思っております。そして、堆肥の生産力アップにつなげるほうが一番いいと考えております。

〇5番(吉永常明君)

今、海岸清掃もやっていて、海岸から出たごみも、今堆肥場の上の山側に積んでいるわけですよ ね。だから、そういうのもあるし、あそこをやっぱり、解体して、広場を造ってもらえれば、活用 方法としては結構あるのかなというふうに思いますので、そこら辺も十分考慮していただきたいな というふうに思います。

それと、名柄の保育所についてなんですけど、以前、同僚議員が名柄の保育所について質問されています。そのときには解体するにも何するにも多額な経費がかかるので、現状のままでずっと見守っていきたいというような答弁でしたけど、それでは非常にもったいないので、あそこをやっぱりきちんと、使えるものだったら使って、できないんだったら解体して、そこを利用される方がいれば利用してもらうとかいうふうに取り組んでいけないかなというふうに思うんですけど、そこら辺はどうですか。

〇総務課長(原田俊昭君)

議員がおっしゃるように、あの施設は答弁にもありますが、まだしっかりしてございますので、 そこら辺は活用できればいいと考えております。いろんな各市町村、全国の活用事例を見たらです ね、学校自体が、学校とか保育所とか、そういう建物自体が人が多く集まる場所に建っております ので、利用のされ方が工場だったり、オフィスだったり、福祉施設だったりとか、いろんなそうい う利用のされ方が多いんですが、それは地の利といいますか、その場所にあるからですが、宇検村 は幸い集落の中にもありますけども、海にも近い、山にも近い場所にありますので、そこら辺の農 林水産業での活用が、今後できたらいいと考えております。

○5番(吉永常明君)

何もしないでそのまま置いておくというのは、一番楽でいいんですよね。だから、そういうふうがないように、是非村長、若いですしチャレンジの気持ちで何とか再利用して、そのためにやっていただきたいというふうに思います。本当にやらないでほっておくのが一番楽でいいんだけど、やっぱりせっかくの村の持ち物で、再利用できないかどうか、そこら辺、村長、どう思われますか。

〇村長 (元山公知君)

ご提案ありがとうございます。件名は申し上げられませんけど、何件か、そういうふうな話がありまして、あそこをやっぱり見に行かれているんですけど、なかなかうまくマッチングできなかったのもあったりしますので、でも、今後はしっかりといろいろまたおっしゃったみたいに、どんどんまた活動的に動いてですね、そういうふうな事業、また村内の方々でも、何かあそこでしたいという方々のまた発掘に取り組んでいきたいと思っています。

〇5番(吉永常明君)

こうやって質問を終わりますけど、是非、活用されるところは活用していただいて、今後の村の 発展のために尽力していただきたいと思います。

同じような質問が、この後の同僚議員からもありますので、僕の質問はこれで終わります。

〇議長(喜島孝行君)

これで、5番、吉永常明君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時10分

〇議長(喜島孝行君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、海原隆家君。

〇1番(海原隆家君)

皆さん、こんにちは。質問に先立ちまして一言延べさせてもらいます。

今、日本国内ではコロナウイルスの蔓延により大変なときを迎えています。3月、4月をピークに 終息に向かっていると言われていますが、注意していたにも関わらずコロナウイルスに感染され入 院されている方、また、不幸にも亡くなられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

これから質問のほうに入りますけども、コロナウイルス感染症対策についての質問を3問ほど、世界自然遺産関係について2問ほど、村内の防災関連についての質問ほど、全部で6問ほど質問いたしますが、質問に関して私の所見を述べさせてもらいたいと思います。

まず最初に、一つ目、新型コロナウイルス感染症対策について、ご承知のとおり、2月頃から世界的に噂が広がり、3月、4月と大変な時期を迎え、我が日本国でも大変な事態と受け止めて、政府が中心となり各都道府県と綿密な連絡や協力体制を作り上げ、ようやく終息へ向かっていく状況になり、少し安心しているところであります。また、未曽有の事態に各病院の入院病床、医師、看護師の不足や、それに有効な薬などもなく、本当に大変な毎日だったと思います。

そういう状況の中で、もしコロナウイルスの患者が村内で出た場合、村としてどのような対策を 考えているのか。村民にも大変不安があると思いますので、村の率直な意見をお聞かせください。 質問のほうは前の議員と似たようなものですけど、よろしくお願いします。

あと二つ目、2問目、各集落の行事開催についてです。コロナウイルスの全国的な蔓延によりスポーツ関係、また各種イベントが次々に中止となっていますが、村においても各集落の一大行事である豊年祭や敬老会などを中止とする結論を出した集落もあるようですが、このことに対して村として多少なりとも助言などできないものでしょうか。集落が主催する行事でありますが、このような時期でもありますので、村として各集落と話し合うこともいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目に、観光客等に来島をいつ頃呼びかけることができるのか。ご承知のとおり5月の末頃に政府がコロナ対策について規制緩和を行ったところですが、その後すぐに全国各地でコロナウイルス患者が増えてきているというニュースをテレビ、新聞等で見たところでございます。政府も県境を越えての人の往来は、もう少し我慢してもらいたいと国民に呼びかけていますが、そういった状況から見ましても、奄美をはじめとして村としても、もっと周囲の状況を判断すべきと思いますが、

村の考えとしてはいつ頃から観光客を村に誘致することができると考えているのか、大まかにでも いいのでお聞かせください。

四つ目なんですけど、世界自然遺産登録関係について、奄美の世界自然遺産登録は一度推薦延期という苦い経験を味わっています。また、ここにきて新型コロナウイルス感染症の関係で、世界自然遺産委員会がいつ開催されるのか、いまだに分かっておりません。郡民をはじめ、村民においても湯湾岳があるのでとても関心のあることではないでしょうか。我々村民にとっても、この世界自然遺産登録に向けて現在どのような状況であるのか、分かる範囲でいいのでお聞かせ願います。

五つ目がですね、湯湾岳の村道、湯湾大棚線沿いのハイビスカスを伐採しましたが、その後の予定はあるのでしょうか。令和元年にハイビスカスの植栽、植樹は外来種であるとのことで、環境省からの指導もあり、外来種は世界自然遺産登録に支障をきたしかねないとの村の判断により伐採しましたが、今までのハイビスカスロードは湯湾岳登山者の目を楽しまるものだと思っております。その伐採後に、何か宇検村をアピールできるような花木などを植栽できないものか、村としても何か考えるものはないか、お聞かせください。

最後の六つ目なんですけれども、村内の危険箇所の点検、防災関連です。これももうみんな意見が、質問が似たり寄ったりですけれども、よろしくお願いします。梅雨時期に入り、ちょうど中間を過ぎた頃ではないかと思います。昨年、村内でも土砂崩れがあり、村民に不自由な生活を強いられ、大変な年だったと思います。言い尽くされた言葉ではございますが、災害は忘れた頃にやって来るという教訓のとおり、本当にいつ来るのか、予想がつきません。村内にも災害の危険箇所があると思うので、村としての点検や防災訓練などをどのように考えているのかお聞かせください。これも重複しますけども、よろしくお願いします。

あとは通告席にて、質問がある場合はさせていただきます。

〇議長(喜島孝行君)

ただいまの海原隆家君の質問に対して答弁を求めます。

〇村長 (元山公知君)

こんにちは。海原議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についての1番目の新型コロナウイルス感染症の患者が村内に出た場合に、村としてどのような対策を考えているのかとのご質問ですが、この件ついては、吉永議員にも答弁したとおりでございますが、新型コロナウイルスの感染の疑いのある場合には、専門の帰国者・接触者外来を紹介します。そして、PCR検査を受け陽性が確認された場合には、陽性感染者及びその濃厚接触者について、全て保健所が責任を持って追跡調査等を行うということを確認しています。

そのことを受け、村としても対応していくことになりますが、学校の臨時休業、保育所の臨時休園や公共施設の自粛要請、感染拡大の防止の対策をとっていく事になります。

次に、2番目の各集落の行事の開催を各集落で決めているが、村で判断について助言することはで

きないかとのご質問ですが、これまで村は、県外からの感染予防に重点を置き、国や県の判断をもとに5市町村共同で村の対策本部会議を経て対策を決定してまいりましたが、これからは県をまたぐ移動が可能になりますので、村内の対策として独自の判断が重要になってまいります。今後は、県内、近隣市町村の情報を集落と共有し対策を進めてまいりますので、集落行事については、その情報を参考に、集落民の意思で決めてもらいたいと考えております。

実際、一部の集落においては、集落の最大行事である豊年祭の開催について、縮小したり儀式の みであったり、常会を開き集落民の意思に沿う形でそれぞれ決定していると伺っております。

今後も第2波、第3波の感染症拡大も予想されますので、村と集落とで情報を共有し感染予防にあたり、併せて新しい生活様式の普及を図りながら集落と一緒になって安心で安全な住みよいむらづくりを進めてまいります。

次に、3番目の現在、来島を自粛してもらっている観光客等に来島を呼びかけられるのはいつ頃かとのご質問ですが、現在のところ、宇検村と致しましては、政府の対策本部の指針などを基に5市町村で奄美大島新型コロナウイルス対策会議をもちまして、奄美大島5市町村長共同メッセージという形で、来島の自粛要請などを行ってきました。6月19日から全国的な移動の緩和が実施されるステップ2に向けて、奄美大島新型コロナ対策会議において協議の上、奄美大島5市町村長共同メッセージとして情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、世界自然遺産登録関係についての1番目の世界自然遺産登録にかかる世界遺産委員会が延期となったが、その後の予定はどの程度分かっているのかとのご質問ですが、環境省にも確認したところでございますが、延期後の開催について、現段階においては未定ということでございます。

現在、分っているところでございますが、世界自然遺産委員会の開催日程が決まったあとに、IUCNによる現地調査の評価結果の勧告が、開催される6週間前までに提出されるというところまでは、把握しているところです。

今後とも関係団体と連携を図りながら、世界自然遺産登録に向けて取り組んでいきたいと考えて おります。

次に、2番目の湯湾岳への村道、湯湾大棚線沿いのハイビスカスを伐採したが、その後、何か植えないのかとのご質問ですが、昨年、湯湾大棚線において、以前に植樹いたしましたハイビスカス約800本を伐採除去しました。経緯といたしましては、国立公園の特別保護区に通じる特別地域内の外来種であるハイビスカス駆除の依頼が環境省からありまして、庁内での協議の結果、伐採駆除を実施したところであります。

ご質問の伐採後何か植えないかとのことですが、地域内が特別保護区に通じる道路であり、現在のところ、特別地域内での植栽などの実施等は考えていないところです。

最後に、防災についての、梅雨の時期に入っていますが、村内の危険箇所の点検等、防災関連の 対応状況を伺うとのご質問ですが、村内の現況としては、土石流危険渓流や地滑り危険箇所など、 全体で113カ所が危険箇所となっており、洪水危険箇所においては、久志集落以外の川は氾濫の恐れ があるとなっています。村は通常の現場業務において、場所を特定せずに見回り等を行っておりますが、今後梅雨から台風時期に入ってきますので、特に河川の氾濫や崖崩れの恐れがある箇所は、注意を怠らず人的被害に及ぶことはないか、農作物は大丈夫かなど、想定を視野に点検を行ってまいります。

また、ひとたび災害発生となると避難場所の安全を確認しておく必要があります。昨年度は防災 会議の後、危険箇所等の現地調査を行いながら検討を行ったところです。今年も6月5日に防災会議 を開催して情報等の共有を図ったところです。

また、昨年度作成したハザードマップを村内の各家庭に配布いたします。マップ図の中には、津 波の影響範囲や土砂崩れの範囲、避難場所や避難経路等も明記してありますので、村民の方々も十 分把握していただきたいと思います。

豪雨や台風時の避難場所として各集落の公民館を指定しておりますが、これからは新型コロナウイルスの関係で避難所も通常避難場所と体調不良者の避難場所の区分の対応を急いでいるところです。その公民館も老朽化が著しい建物から順次建て替えをして行く考えであり、今後も、ハード面やソフト面を整備し、防災の充実を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

〇議長(喜島孝行君)

再質問がございますか。

○ 1番(海原隆家君)

大変すばらしい取組みをしていると思いますが、私がテレビのニュース番組等を見ていると、専門家の先生方の話では、このウイルスは短期では終息せず、年単位で考えなくてはいけないというお話です。この対策は年単位で立てているものでしょうか。

〇総務課長(原田俊昭君)

今、村としては宇検村新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げて、今も現在もまだ進行中であります。それは4月7日から立ち上げて取り組んでおりますが、年を通してと言いますが、全国で発生した場合、県内で発生した場合、あと島内、村内と、いろいろ状況がございます。今のところは全国どこへでも移動が可能ですが、例えば村内で発生した場合は、今後どのように対応していくか、それはまた村の対策本部において、答弁にも書いておりますが、随時決めていきたいと思っております。ですから、年間通して注意を怠らず、村内で発生した場合には、すぐまた一度解散した対策本部も立ち上げるとか、そういうふうにして年間通して注意を怠らず対応していきたいと考えております。

〇1番(海原隆家君)

行政当局にはですね、村内には絶対にコロナウイルスを入れないという対策を立ててくれるよう に、よろしくお願いいたします。コロナ関係は以上ですね。

あと、各集落の行事の開催についてですけども、集落独自の判断でやってもらうようなことを話されましたが、ご存じのように第2波、第3波などが全国的にですね、流行した場合は、国のほうか

ら県のほうに自粛要請がきて、県から市町村などへまたそういう自粛などの要請が出るときがある んじゃないかなと思いますけども、そういう面はどうですか。

〇総務課長(原田俊昭君)

答弁にも述べておりますが、あくまでも決めるのは集落で行ってもらいたいということであります。それは、地域コミュニティという観点から、地域のいろんなことを決めるのはですね、やはり集落で、地域でしてもらいたいということで、また、その地域のまとまりを持っているのも、伝統行事とか伝統芸能、集落行事、それを地域住民で一緒に行うことによって、そういう心が生まれてきますので、そういうみんなで取り組むという気持ちを大事にして、いろんな行事の決定だとか、そういうのは集落のほうで行ってもらいたいと思います。もちろん、その過程において村からの情報を一緒になって考えて、共有してですね、もちろんそれが助言というふうになるかどうか分かりませんが、一緒になって考えたいと思っております。

○1番(海原隆家君)

行政当局とですね、集落民のそういう行事に携っている方々は、大変頭を悩ませておりますので、集落が混乱しないようにですね、協力できるところはよろしく協力をお願いしたいと思っております。

〇議長(喜島孝行君)

よろしいですか。

〇1番(海原隆家君)

観光客等に来島をいつ頃呼びかけるのかという質問もしたんですが、私が奄美市のですね、ホテルの7月から8月の予約状況を調べてみるとですね、少ないホテルで3割から4割、多いところで7割だそうです。6月の1日現在でこういう状況ですので、そういう今の時点でこれだけの観光客が来ているということは、宇検村にも大分観光客が押し寄せて来るんじゃないかなと思っているので、そういうような対策は立てているでしょうか。

〇総務課長(原田俊昭君)

今、奄美市内のホテル等が、大変予約等が少なくなって来ている状況ということで、村内、申し 訳ありません、大変失礼ですが、後半のところがちょっと聞き取れなかったもんですから、海原議 員、大変失礼ですが、もう一度質問よろしいですか。

〇1番(海原隆家君)

私はですね、奄美市のホテルの予約状況を、7月、8月の予約状況を調べるとですね、予約が少ないホテルで3・4割ほどなっているそうです。多いところで7割か8割がたは今現在で埋まっているそうなんで、そういう今の時期でこれだけの予約があるということは、7月、8月の観光シーズンには宇検村のほうにも大分そういう観光客が来るんじゃないかと思いますので、そういう場合はどういうふうな対策を立てているかなということですけど。

〇総務課長 (原田俊昭君)

大変失礼いたしました。奄美市のほうにもそのように観光客の予約があるので、7月、8月になると宇検村のほうにも観光客がちょっと増えてくるので、その対策はということだろうと思いますが、もちろん、この新生活の新生活様式の徹底ということで、今、国も県もいろんなチラシ、パンフレットを作って配布してございます。まずは、その、やはり感染予防を受け入れる側が、私どもが徹底をしながら、そういう観光客の皆さんにもそれを行っていただく。それと同時に、施設の利用とかに当たりましては、検温だったり、マスク着用をお願いしたりとか、こっちから積極的にお願いしたりすることも大切だと思います。来ていただく観光客にご遠慮くださいということはできませんので、受け入れる側の対応、そしてお願いするところはお願いする、そういうふうにしてみんなの意識がですね、コロナウイルスに対するみんなの意識が高まっていくように、これは長く続きますので、そういう努力を続けていかなければならないと考えます。

〇1番(海原隆家君)

防災関連でですね、村内の危険箇所の点検という問題につきましては、前の議員の質問で十分に 答弁がありましたので、質問はありません。

それで最後ですけど、人命が第一なので、想定外がない、想定外というようなことがないような 対策をしっかりと村当局には立ててもらいたいと思います。

これで質問を終わります。

〇議長(喜島孝行君)

これで、1番、海原隆家君の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は45分からとします。その間、空気の換気をします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

〇議長(喜島孝行君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、幸 春美君。

〇7番(幸 春美君)

こんにちは。本日最後の質問者になりました。一般質問の前に一言所見を申し上げます。

先ほど同僚議員からもありましたが、私たちは8月に議会議員の改選を迎えます。改選に当たり、 この任期中においては最後の一般質問になります。4番目の質問者になりますと、ほとんどが重複し ておりますが、なるべく視点を変えて質問を行いたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大の報道から半年余りが過ぎて、国民の生活スタイルは大きく変化しております。外出自粛要請解除で日常生活に戻りつつも、第2波、第3波が懸念され、先の不安を抱えておられる人々が大多数の状況です。奄美では2名の感染者も無事回復をされ、幸いにしてその後

の感染拡大につながらず安堵しておりますが、今後の格安航空運航の状況では大変心配するところです。急がれるワクチンの開発と安心した住民生活をただただ望みます。村民の皆様も引き続き、 自分の命は自分で守る努力を行っていただきたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルス対策について村内事業所、宿泊・飲食業の休業の実態は把握をしているか。休業に対する支援策については。県外移動後の自宅待機については、どのような指導をしているか。完全に終息しないコロナウイルスの今後の対策について伺います。

次に、福祉行政については、小規模多機能型居宅介護事業の今後の状況について伺います。

次に、空き家対策について、各集落内の特定空家の対策はどうなっているか。村内の施設の旧名 柄保育所、旧須古校の今後の取り扱いについてなど、村長の所見を伺います。

後は通告席にて再質問を行います。

〇議長(喜島孝行君)

ただいまの幸 春美議員の質問に対して答弁を求めます。

〇村長 (元山公知君)

幸議員のご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス対策についての1番目の村内事業所(宿泊、飲食業)の休業の実態はとのご質問ですが、鹿児島県内では、新型コロナウイルス感染症拡大につながる恐れのある施設に対し、令和2年4月25日から5月6日まで、休業や営業時間短縮の協力をお願いいたしました。本村では宿泊業3業者、飲食業5業者が営業を休止し協力しております。

次に、2番目の休業に対する支援策はとのご質問ですが、県の休業協力金及び宿泊予約延期協力金の紹介を村商工会が会員向けに行っております。また、村独自の支援策としては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、県外及び島外移動規制の影響がきわめて大きいと考えられます観光・宿泊・飲食業者に向け、売り上げが前年同月比で、30%以上減収があった事業所に、一律10万円の支援金を予定しています。二つ目に、主に出荷先を島外に持ち、新型コロナウイルス感染症の影響がきわめて大きいと見込まれる水産養殖業者に対して、従業員数に応じて、上限200万円の支援金を予定しております。

三つ目に、村の商工業者の経済活性化及び村民の生活向上を図るために、全村民に5,000円分の商品券配布を予定しております。

四つ目に、う一けん発見!再発見!事業を計画しております。新型コロナウイルス蔓延防止対策 に伴う移動自粛や休業要請による宿泊、飲食、ガイド業者等の営業収益の大幅な減少に対する支援 と観光立村の機運を図るため、村民を対象に村内観光プログラムの利用に伴う料金の助成を行うも のです。

今回の補正で991万3,000円計上させていただき、7月1日から実施していく予定です。利用者の負担を全額補助することによって見込まれる需要増加による観光消費の向上で、減収となった期間の

補填となる経済効果を目指します。

次に、3番目の県外移動後の自宅待機についてはとのご質問ですが、6月18日までは特定警戒都道 府県からの必要な要件以外でのご来島を避けていただくよう慎重な対応をお願いしております。

6月19日からは基本的にすべての都道府県から来島いただけます。自宅待機に関しては特に期間等の制限の要請はしておりませんが、県外移動後はしばらくの間、健康観察を続けていただき、症状がでたら帰国者・接触者相談センターへ相談するようお願いしております。

次に、4番目の完全収束しないコロナに対する今後の対策について伺うとのご質問ですが、長期化が予想される新型コロナウイルスの対策として、新型コロナウイルス感染症専門会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式を国が5月7日に公表いたしました。これからは、この指針に基づいて私たち一人一人が感染を拡大させないように注意しながら生活をしていかなければなりません。

国の役割、県の役割もありますが、村においては、これまで寄せられた村民の相談や悩みを、この期間に整理し、行政ができることは一つ一つ丁寧に、そして、できるだけ早く対応させていただくことが最も重要な対策であると考えます。

具体策としては、全国の緊急事態宣言解除を受けて奄美大島新型コロナウイルス感染症対策本部会議において5月25日時点の特定警戒都道府県であった地域(北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)への移動は、6月18日まで避けていただくよう要請しております。

また、水際対策として空港・港等でのサーモグラフィによる体温スクリーニング検査においての 追跡調査を6月30日まで継続し実施しております。

次に、福祉行政についての小規模多機能型居宅介護について、令和2年度より設置とあったが、その状況について伺うとのご質問ですが、現時点では、小規模多機能型居宅介護事業所設置の予定はありませんが、今年度第8期介護保険事業計画の策定の年であり、その中でニーズ調査等を行い、必要性を協議し検討していきたいと考えております。

次に、空き家対策についての1番目の集落内にある特定空き家の対策はとのご質問ですが、特定空き家の定義として主に2点あります。一つ目が倒壊の恐れがあり著しく危険であるなどの、空き家の状態、二つ目が放置すれば著しく景観を損なうとか周辺の生活環境の保全に不適切などの周辺への影響の程度です。

特定空き家に指定するには、この両面から判断することになりますが、空き家等対策協議会をまだ立ち上げていないため、指定されている特定空き家は現在のところ1件もないのが現状です。

特定空き家に指定されてしまうと、土地にかかる固定資産税の優遇措置がされなくなるなどのデメリットや宇検村の地域コミュニティーなどを考慮すると、空き家は、所有者や親族、集落での解決が一番望ましいと考えております。しかしながら、様々な状況があることを想定し、最終的な手段である行政代執行ができる環境を整えるための協議会設置や規則等の根拠の整備は進めていきたいと考えております。

次に、2番目の村内の旧施設(旧名柄保育所・旧須古校等)の今後の取り扱いについて伺うとのご質問ですが、吉永議員にも答弁いたしましたが、全国で6,000弱の学校等の廃校が存在していますが、約70%が活用されており、多くはオフィスや工場、宿泊施設などに活かされております。この活用事例をみても廃校後の比較的早い時期に老朽化が進む前に用途を決定し活用されていると思われます。

旧須古小中学校については、廃校となってから約50年余り経っており、老朽化が著しいため、建 物本体の活用を考えるのではなく、取り壊して敷地利用を考えたほうが良いと判断いたします。敷 地が堆肥センター内にあるので、生産過程で有効に活用すれば生産量のアップが見込まれます。

旧名柄保育所は、昭和48年建設され、丁度耐用年数は過ぎておりますが、建物自体はしっかり しているので、地域活性化の観点から活用できれば望ましいと考えております。現時点で具体的な 方法は決まっておりませんが、産業育成という考えでありますので、積極的に新たな産業を模索し ていきたいと思います。以上です。

〇議長(喜島孝行君)

再質問がありますか。

〇7番(幸 春美君)

午前中の吉永議員と同じ答弁書をいただきました。誰が通告書を見たのか見なかったのか分かりませんけど、同じ通告をしておりまして、ほとんど午前中で答弁はいただきましたが、その中でも幾つか質問をさせていただきます。

まず、コロナウイルス対策についてですが、確かに本当に国民の生活スタイルが変わりました。まだまだ終息をしませんし、今後も更にスタイルが変わっていくのかなというふうには思っています。コロナウイルスについては敵対視するのではなく、やはり上手に付き合っていかなければいけないのかなという状況だとは思いますが、でもやはりそこには国民の生活も経済も関わってきますので、その件で幾つか質問をしたいと思いますが、まず、全国においてはいろいろと休業、それから倒産というふうな動きになっておりますけども、本村において、先ほどの答弁から宿泊業が3業者、飲食業が5業者、受け入れ営業を休止とありましたけど、これは完全に休業ということですか。それとも、観光客、村外からの客の受け入れを休止ということで理解をしてよろしいですか。どのように理解をしたらよろしいですか。

〇企画観光課長(辰島月美君)

完全にお店を閉めたということです。

〇7番(幸 春美君)

やはり、それでなくてもやはり、経済的に大きなダメージであるかと思います。先ほど村の独自の支援策については、地方創生臨時交付金を使用しての独自の支援策を行っておりますが、これについてはもう既にその支援策は給付されたのかどうか。そこを確認をしてよろしいですか。

〇総務課長 (原田俊昭君)

この地方創生臨時交付金のほうはですね、国への申請が5月の29日までということで、私どもは作業を進めておりました。それで、6月のこの議会に予算を上げております。ですから、明日ですか、議決されれば、それを待って執行ということになります。

〇7番(幸 春美君)

対応については、とにかくより急ぐべきだと思いますので、これについては専決とか、そういうことでは多分対応できないのかなというふうには思いますけども、やはり小さな飲食業ですので、対応について早急に給付が支給されることを願いますが、この事業については、手続はどのようにされますか。今、この国においてもそうですけども、その手続が大変難しいということで、なかなか給付までいかないというところなんですが、手続についてはどのような手続でなされるのか伺います。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

はい、お答えします。手続に関しまして、宇検村に事業所がある宿泊業、飲食業、観光業に対して、令和2年3月から5月のいずれかの月の売り上げが、前年度同月日で30%以上減収があった事業者に、一律10万円を支援するものであります。以上です。

〇7番(幸 春美君)

午前中の答弁で伺いました。その手続のやり方なんですけども、これは一旦申請をして、それから何日かして改めて支給とかということですか。それとももう申請をして即、その給付金が支給されるということですか。その手続の方法についてはどのようになっていますか。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

はい、お答えします。令和2年3月、4月、5月の売り上げが確認できる書類の写しを提出していただくのと、最新の確定申告書及び決算報告書の写しも提出していただきます。それとあと納税証明書、個人事業主は個人事業主名、法人は法人の納税証明書を提出いただきます。それとあと身分証明書等を精査した後に支払うことになると思います。以上です。

〇7番(幸 春美君)

税金ですので、ただ右から入ってはなかなかいかないかとは思いますけども、緊急事態ですから、そこは早急に対応していただきたいというふうに思います。また、特にそこは強く緊急に進めていくことをお願いをしておきます。よろしくお願いします。

それから、先ほど商工会の5,000円分の商品券配布とありましたが、これはどのようにして手続を されるのか、全村民への5,000円ということですが、どのような手続をされますか。手続で、支給方 法はどのようにして行いますか。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

はい、お答えします。商品券の配布対象及び配布枚数についてですけど、商品券の配布対象者は 令和2年5月1日時点の住民票に登録されている村民全員を対象としておりまして、1冊5,000円の500 円の10枚の商品券がついたやつを配布する、宇検村民全員に配布する予定にしております。 6月の下旬に村の役場の職員と区長さん等を合わせて、集落の公民館で全員の方に来ていただきま して配布する予定にしております。以上です。

〇7番(幸 春美君)

5月1日の住民票に登録をされた村民が対象ということなんですが、結局、その後、村に住民を持って来ても対応にならないということですか、そこは今現在、宇検村に住んでいる方でも、これから宇検村に住んで、宇検村にこれから税金を落とす方ですよね。結局もうその方は対応にならないということですか。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

その方々も対象にする予定にはしております。

〇7番(幸 春美君)

それともう1件です。集落での配布ということでしたけども、それが一番の手続の方法なのかなというふうには思いますが、今、このウイルス対策で3密を避けてくださいという、そこを徹底しているところで、集落に集めてという対策は、十分気を使いながらされると思いますけども、そこはどのように解決をして支給をされるつもりですか。

〇産業振興課長 (栄 平四郎君)

はい、お答えします。やっぱり、その感染を防止する対策、今までありましたとおり3密を避けて しなければならないために、職員が何名かついていますので、その間隔を空けたり、マスクをさせ たり、消毒をさせたりということは徹底して行って、感染防止に努めたいと思います。以上です。

〇7番(幸 春美君)

本当にコロナで村民も我慢している状況で、一律この5,000円の商品券は、村民には本当にありが たいというふうに考えますので、また是非対策を取りながら早急に支給をしていただければという ふうに思います。

次に、マスクの、布マスクの件について伺います。マスクについては、1,000枚を布マスクを村民に呼びかけをしてお願いをして、1,000枚を目標に250円で買い取って配布をするということでしたが、午前中、課長の答弁の中で布マスク2,280枚ということでしたけど、これだけ村民が協力していただいたということですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

今の質問ですけど、たまたま5連休がありましたので、午前中も言いましたけど、自粛自粛と要請しても、やっぱり人間、やっぱり出たいですので、それをするならマスクを作ってもらって、18団体にお願いしました。一部は名瀬のほうからもあるんですけど、宇検村がもうほとんど宇検村の方に団体で作ってもらって、初め、当初1,000枚で250円で買ってあげますよということでやったら、結局倍以上来たということでございます。以上です。

〇7番(幸 春美君)

マスクのない時でしたので、大変ありがたいことですし、村民の協力に本当に感謝をするところ

です。また、配布については個人であったり、それから施設のほうにも配布をされたということですので、大変ありがたい、村民に感謝を申し上げたいところです。

そのマスクの件なんですが、少しコロナで、少しちょっと皆さんの意識がちょっと和らぐじゃない、ちょっと緩んでいるのかなというふうには感じますが、マスクは3密を避けながら、マスクはするということだと思いますけども、庁内でもちょっとマスクも最近してないというのも見かけます。その辺のマスクの徹底については、今後どのような指導をされていかれるのか。そこは個人の判断に任すのか。やはり、行政としてマスクの徹底を呼びかけていくのか。その辺はどのように考えますか。総務課長、お願いします。

〇総務課長(原田俊昭君)

職員のマスクの着用でございますが、職員もいろんなコロナ対策でですね、検温したりとか、いろんなことがございまして、職員の行動指針というのを作りまして、職員は対応しておりまして、その中で、マスクの着用は、もうこの、いろいろ解除になってからのことでございますが、窓口業務で村民と接する部署、あと至近距離で対面で話すような場がある場合には、必ず着用することのような決まりを作りまして対応しています。と言いますのも、だんだんもう暑くなってきます。外に出る業務もございます。そうすると、熱中症とか、そういうのも心配されますので、そこら辺は職員が判断してやるように、一応、決まりは決まりで作って、職員で対応するように行動指針を作って対応しております。

〇7番(幸 春美君)

本当にこれからはまた熱中症も注意をしないといけなくなりますので、熱中症とコロナと、本当に大変な時期になるかと思いますが、それぞれ気をつけていきたいというふうに思います。

次の質問にいきます。移動後の自粛についてなんですが、これは村民の中においても、やはり県外に行ったら2週間は待機をしなきゃいけないという考えの方も、まだまだいらっしゃるかと思います。向こうから来て接触をしたら、もう2週間待機だよという、そういうふうに捉えている方もいるんですが、ここは健康観察を続けていただきたいということなんですが、実際のところそのような対応の仕方でいいということですか。結局、もう県外は鹿児島県、県内は、県内の移動はもうそれでいい、県外の移動は自粛ではなくて、その後は健康観察で、症状が出たらという対応の仕方でいいということですか。症状が出たら、もう遅いかと思うんですけども、その辺の対応の仕方はどのように理解したらよろしいですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

議員さんの質問ですけど、議員さんも分かっていると思うんですけど、6月の19日から県外をまたいでもう自由になります。言えば、東京、関東、関西から直行便が入ってきます。言えば、5月31日までは確かに県外をまたいで来たときは、おうちで2週間ほど健康管理して自粛してくださいという文字がありました。6月からは、その自粛と2週間がなくなっております。お願いになっております。だから、言えば、6月からはほとんど自主管理になります。もう本人が管理する。もしだった

ら、保健所なりに電話してくださいということです。それと、結局それをしないようにということで、今、5市町村でやっているのが水際対策、結局、空港、港で、言えば、サーモグラフィとかやっているんですけど、言えば、鹿児島県のほうが空港は、空港と名瀬港は鹿児島県の管轄になっていますので、独自で3月の28日から空港はやっております。港のほうは4月14日から、そして4月20日からは鹿児島県と奄美市と龍郷町で空港の4月20日が3名体制でやっている、とにかく、空港で水際が僕は一番大事だと思っております。それで、また今週からは大和村のほうの職員も入るようになっています。また、流れによっては宇検村のほうも職員を配置するかもしれないということは5市町村で話は通っております。以上です。

〇7番(幸 春美君)

本当に6月19日から、本当に心配をしています。これだけ対策をしているところで、もうこれが解除になって、都会から来たと、都会が完全に終息をしているのであれば、その心配もないかもしれませんけども、まだ都会も一桁二桁で、毎日のように感染者が出ています。そういう中において、観光客を受け入れて、もちろん経済のためには観光客に来ていただかないと成り立っていかないのかもしれませんけど、それだけ来ていただいて、水際で対策を取っても、もしというときはどのような対策になるのか。そこまでやって、もしそれで感染者が出たらとかという、首長としてそのような議論とかというのはないですか、ありませんか。一番心配をするところなんですけども。

〇村長 (元山公知君)

今、幸議員がおっしゃるとおりですね、今、この対策をしながら、この19日には県をまたいでの移動も始まるということですけども、一番その感染者が無症状のまま、例えば、空港、港で、サーモグラフィーで追跡調査をしても、そこでは出なくて、無症状のままで来られたらどうするのかという話は、やっぱり5市町村長の会議の中でもあります。しかし、その移動の解除とですね、例えばまた、コロナウイルスの対策と、今度はまた経済の話も出てくると、なかなかそこで完全にストップというわけにもいかないということで、我々としてはこの新しい生活様式に則って、一人一人が先ほど議員もおっしゃったみたいに、一人一人が自分の命を守る、大切な方の命を守るということで行動していただきたいということを発信するんですけど、やはりこれがしっかりとまた県外から来られる方々に伝わるように、我々はまた努力していかなければいけないと思っています。先ほど、もしここで感染者が出たらということでしたら、対策会議でも話されているように、今回、奄美市で発生した例とか、いろいろありますが、それをまた分析しながらですね、どの方法が一番いいのかというのを、またそれを組み立てていって、その対策につなげていきたいと考えております。

○7番(幸 春美君)

時間がありませんので、コロナについて最後の質問を行います。私、毎回のようにここで思うんですが、当局の皆さん、そして私たち議員の皆さんは、村民のおかげさまでこの今の自分たちの生活が成り立っています。今回このコロナウイルスで村民も大変生活的にも窮屈な思いをしている

方々もたくさんいらっしゃると思います。村として独自の支援策も打ち出しておりますが、これは 国の交付金を使っての独自の支援策です。本当の村の支援策、村民が大変なときに我々も実を切っ てその支援をするという、我が身を削った支援策、そこは村長、どのように思いますか。他の町村 もトップ、特別職の給与カット、それから与論町においては議会議員の給与カットもしておりま す。それで本当に村民に、それこそ自由に使ってもらえるお金です。その辺の本当に我が身を削っ た、我が身を切った支援策をしておりますが、その支援策については、村長、どのように考えます か。

〇村長 (元山公知君)

ご質問ありがとうとざいます。はい、そうですね、各ほかの自治体の首長、また議会議員の 方々、給与の20%減額してと、何%減額とありますけれども、また私も個人的に、その情報を集め ながら、個人的に考えたんですけど、まだ減額とか、そういうことまで至ってないところでありま すので、しかしまた今後は、またいろいろなところの情報を収集したので、また私自身の、どうす るのか、宇検村のまた首長としてどうするのかというのを、また判断していきたいと思います。

〇7番(幸 春美君)

村民とともに痛みを分かち合いたいというふうに思いますので、是非検討を、我々も検討すべきかというふうに思います。

時間がありませんので、次の質問にいきます。福祉行政についてですが、まず、再質問の前にお詫びと訂正をさせていただきます。私、3月定例会で質問をしました、この福祉については、令和2年度より設置をすると通告をしてさせていただいた事業については大変勉強不足でしたが、この事業は社会福祉サービス事業の保険外サービスということで、それがこの令和2年度に設置をする、検討していくという答弁でありましたが、私、今回、その小規模多機能型居宅介護事業について、令和2年度に設置をするということで通告をいたしましたので、ここを訂正をさせていただいて、改めてこの小規模多機能型居宅介護事業について伺いをしたいと思います。

小規模多機能型居宅介護なんですが、この事業を見ますと、大変個人にメリットのある、一人一人に寄り添ったサービスであるというふうに伺って理解をしています。でも、答弁の中ではその設置予定はなく、ありませんということでしたが、今後、このような個人に寄り添った事業であれば、是非取り入れるべきではないかなというふうには思いますが、課長、その辺はいかがですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

議員さんがおっしゃっているのは、冬とか連休期間中の、村内ではそういう、みんな休みに入って、ヘルパーさんが雇えないと、そういうことですので、一応今、うちのほうも一つの施設と、今、ショートステイのほうを、名前は言えないですけど、今、保険対象外でできないのか、協議中ですので、やったんですけど、それは言い訳なんですけど、コロナが出てきたもんですから、ちょっと中断してしまって、今、実際、今答弁できるのは、今協議中ということです。施設の関係も、やっぱり許可は県の許可をもらっていますので、やっぱり3者で話し合って、できるできないじゃな

くて、そのように持って行きたいとは思っております。以上です。

〇7番(幸 春美君)

今、課長が言われたのが、その社会福祉サービス事業の保険外サービスということで、私は3月に質問をした件ですね。そのときに、やはり利用者のために本当に使える、有料でも使える事業というお願いをして、今そのような話を進めているということでしたので、コロナで協議が遅れているというのは理解ができますが、でも高齢者がそれを利用をするというのは、待ったなしなんですね。高齢者は毎日、もう自分で生活するのがいっぱいで、待ったなしですので、そこは行政の事情は分からないでもありませんが、そこは早急に進めていただきたいというふうに思います。

そして、この小規模多機能型居宅介護事業、これは今後、ゆくゆくはという話の段階かというふうに思っていますが、やはり村民も高齢化が進んで、そして子供たちがそばにいたら、いてもなかなか私たち親の世話もちょっとできませんが、本当に一人で暮らしている方もいらっしゃいますので、早急な事業を設置をしていただきたいというふうに思いますので、これは要望しておきます。

次に、空き家対策についてです。先ほど村長の答弁の中で、空き家対策協議会をまた立ち上げていないため、指定されている特定空き家は1件もないのが現状ですという答弁をいただきましたが、以前、私、空き家対策特別措置法が制定をされたのが2014年なんですね。平成28年に何回か空き家対策で一般質問をさせていただきました。その中で、今、宇検村の状況として消防が把握をしている空き家と、それから特定空き家の件数が空き家は220件です。特定空き家が64件の対応があるということなんですが、この数字、本日の答弁のこの数字とちょっと違うんですが、どのような調べて、本日のこの答弁の数字が出たのか、お伺いをしたいと思います。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

この特定空き家という定義なんですけども、特定空き家は協議会をもって、これはもう特定空き家だということで、村長がそれを認定するという流れなんです。悪影響を及ぼす可能性があると考えられるその空き家の対策を、行政が早急に対応するようにということを議員さんから27年から答弁をいただいていることは確認しています。その中で、過去担当課レベルで、担当課レベルで協議会の立ち上げのお約束をした答弁がありましたことを、ここでお詫びさせていただきたいと思います。この協議会というのが、弁護士であったりとか、不動産関係であったりとか、ちょっと宇検村のレベルでは担えない人材等、立ち上げがちょっと難しいということで、その協議会のお約束をしたということ、その協議会の設置をいかにすればできるかという、そういうふうな取り込みをして、本当は宇検村とすれば、やはりちっちゃなコミュニティの中では集落単位であったりとか、そういう情報共有しながら、村としてではなく、自治のコミュニティとして、ちょっと解決方法をというほうが望ましかったにも関わらず、その協議会の立ち上げで特定空き家を指定するというところに走ったことが、この空き家対策がちょっとストップしている関係です。いろんな事例があるんですけれども、土地を提供する代わりに集落で家を壊してくれというパターンや、遠隔地に住んでいる方なんかは、費用を出すので集落でお願いしますというパターンもありますし、仲間内で解体

をしたというパターンなどもあります。宇検村とすれば、やはり村長の指針にもありましたように、協議会を立ち上げてこの対策をしていくというわけではなく、所有者や親族、集落での解決方法をというのが一番望ましいという考えです。

これの対策として、今、宇検村では制定していないんですけれども、除却条例というのがあって、費用がかかる3分の1を上限に、30万を上限にしている市町村もありますし、100万を上限にしているところもあるんですけれども、結局、そういう支援の方法で空き家対策をする、促すという方法もあるとは思いますが、自助努力で今、対策をされている方とのいろんなバランスもありますし、そこはまたちょっと検討していかないといけないところだと思います。

ちなみに、本島でこの協議会を立ち上げているところは、まだ1町村もなくて、とてもちょっとハードルの高い協議会なので、別の方法で空き家対策というところに取り組んでいければと思っています。

〇7番(幸 春美君)

その平成28年のときに、やはり本村で立ち上げるのは難しい、やはりそれなりの有識者で協議会を立ち上げるので難しいので、広域でそれを検討していくということだったんですが、その広域でも進んでないということですか。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

広域で、この大島本島の5市町村でという動きは、今のところないんですけれども、南部の大和、 宇検、瀬戸内ではそういう共通認識がありまして、瀬戸内のほうでは大学のゼミ生が家を点検し て、空き家カルテなるものを作成して、それをどういうふうにして町が活用していけるかという話 があります。今度、3町村でもその協議会というか、ゼミの先生を講師に、ちょっと勉強会をしよう という動きもありますし、ゼミ生を宇検村に入れてという話も出てはいるんですけども、奄美市が 今回取り入れたのはコンサルタントの人たちを入れて調査をしていただいたという、そういう経緯 もありますが、宇検村は宇検村の規模に合った方法で、ちょっと模索していきたいと思っていま す。

〇7番(幸 春美君)

その当時に特定空き家で64件、これは消防がきちっと確認をして、村内の特定空き家として持っている数字だというふうに理解を当時しました。ただ、その1件もないというのは、この協議会を立ち上げてないので、取壊しができないという話なのかなというふうには思いますが、特定空き家としては村内で64件、多分あるというのが消防の確認だというふうには思っています。私が今、なぜこの質問をしたかと言いますと、今年はこのコロナについてもですけど、8月に大変台風が多いだろうという先日の報道でした。見ても分かるんですね、集落内にあるこの特定空き家、明らかにもう景観どころではなくて、普段の風でもこう、トタンがばたばたしているところ、ここを早く何とか対策をしないと、このコロナについて、次の台風でもとかという、大きな災害、被害になりかねないというのがあるので、今回、この特定空き家について質問をさせていただきましたので、確かに

協議会をもってでなければ、その辺の取り壊しができないとかという、その辺の行政の対応は分かりますが、集落の区長さんと早急な対応をしていただいて、とりあえず台風対策をしていただきたい。平成28年にこうして私たちにきちっと答弁をしているんですね。そして、それが全く行われいないというのは議会軽視です。ですから、その辺のところを、まず集落の区長さんに、その辺の特定空き家を、また再度上げていただいて、集落で対応するのか、村でまたある程度助成をして対応するのか、その辺の対策を、是非とっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、旧須古校の、これは取り壊しで敷地利用ということでした。これは先日、議会が現地調査に行ったときに、村長に直接お願いをしたかと思います。やはり、もう向こうが休校になって50年なんですね。やはり取り壊すにしても、もう早急に、後々取り壊しますではなくて、今年度なり、来年度なり、この2・3年できちっと計画を入れて、是非早急な対応をお願いをしたいというふうに思います。

次に、名柄保育所の件なんですが、閉所してから、あそこは約20年になります。建物はしっかりしているのでという先ほどの答弁でしたが、どのように確認をしているのか分かりませんけど、もう天井が落ちて、普通の施設としてはちょっと活用は難しいのかなというふうに思います。あそこを農林水産業での活用という答弁でしたが、あそこで養豚を是非したいとかという話も聞いています。聞いていますが、その辺はどのように産業に生かせていくのか分かりませんけども、もしそこを活用するのであれば、十分集落民の方と協議をしていただいて対応していただきたいと思いますが、管理についてです。あそこもあのまま20年間あるんですけども、そのままなんですが、やはりこれまでは、ちょっと子供たちが使ったりとかいうことで、除草作業も集落のほうで行ったりしていたと思います、していました。集落作業においても、なかなかそこまで手がいかないときもあります。最近、あまり利用していないので、ちょっとそのままになっているかと思いますので、そういう管理についても、是非集落と村と相談をしていただいて、やはりそういう古い施設も集落内にある施設についても、是非きちんとした取り扱いをしていただきたいというふうに思います。

先ほどの空き家なんですが、やはり私たちが28年に質問をした後、結局何も言わなかった、その後、追跡調査もしてなくて、何もその後、しなかったという議会のちょっと落ち度もあるかなというふうには思いますので、是非村民の財産を守るためにも、是非その辺はまた改めて考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

もう時間もなくなりましたので終わりますが、このコロナで村民の仕事の、村民だけじゃなく国 民の仕事のスタイルも、生活スタイルも大きく変化をしています。また、いつ終息するか分かりま せんし、先が見えないので、また見えない敵ですから、なかなかどのように対応していいか分かり ませんけども、やはりこのコロナと上手に付き合いながら、今後はコロナスタイルというか、コロ ナの生活スタイルといいますか、それで生活をしなければいけないのかなというふうには思いま す。是非コロナ対策、それから少子高齢化対策、そして人口減少、やはり課題は山積しているかと 思いますけども、やはり先ほども申し上げましたが、私たちの仕事は村民のおかげさまで成り立っ ているということを、常に念頭に置かれて、村民の生活と健康が第一ということで、是非皆さん、 行政運営に努めていただきたいということをお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。あ りがとうございました。

〇議長(喜島孝行君)

これで、7番、幸 春美君の質問を終わります。 これで、本日に日程は全部終了しました。 本日は、これで散会いたします。

〇職員(松井 学君)

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 2時40分

令和 2 年第 2 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和2年6月10日

令和2年第2回宇検村議会定例会会議録 令和2年6月10日(水曜日)午前9時30分開議

- 1. 議事日程(第2号)
 - ○日程第 1 一般質問

2番 保池 穂好 議員

- ○日程第 2 承認第 2 号 専決処分(令和元年度宇検村一般会計補正予算)について (説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 3 承認第3号 専決処分(令和元年度字検村国保事業特別会計補正予算)について
- ○日程第 4 承認第4号 専決処分(令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算)について (以上2件一括上程説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 5 承認第5号 専決処分(令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算)について
- ○日程第 6 承認第6号 専決処分(令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算)について
- ○日程第 7 承認第7号 専決処分(令和元年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算) について (以上3件一括上程説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 8 承認第8号 専決処分(令和元年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算)について (説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 9 承認第9号 専決処分(令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算)に ついて

(説明・質疑・討論・採決)

- ○日程第 10 承認第10号 専決処分(宇検村税条例の一部を改正する条例) について (説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 11 承認第11号 専決処分(令和2年度宇検村一般会計補正予算)について (説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 12 承認第32号 令和2年度宇検村一般会計補正予算について (説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 13 承認第33号 令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について
- ○日程第 14 承認第34号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について (以上2件一括上程説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 15 承認第35号 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について (説明・質疑・計論・採決)
- ○日程第 16 承認第36号 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について (説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 17 承認第37号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について (説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 18 承認第38号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について (説明・質疑・討論・採決)
- ○日程第 19 承認第39号 宇検村国民健康保険奨励の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
- ○閉会の宣言
- 1. 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号		氏		名		議席番号			氏			名	
1	番	海	原	隆	家	君		2番	保	池	穂	好	君
3	番	佐佑	三木		宇	君		4番	杉	浦	治	俊	君
5	番	吉	永	常	明	君		6番	松	井	辰	夫	君
7	番	幸		春	美	君		8番	喜	島	孝	行	君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長松井学君書記楠田綾香君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村		長	テ	Ĺ	Щ	公	知	君	企画観	光課	長	辰	島	月	美	君
副	村	長	朼	2	井	富	彦	君	教育委員会	会事務	局長	松	元	五.	月	君
教	育	長	木	寸	野	巳仁	代治	君	建設	課	長	高	田	浩	志	君
総	務 課	長	原	亰	田	俊	昭	君	住民稅	絕務調	長	柳		百人	文代	君
保健福祉課長		第	É		光	男	君	産業振	興課	長	栄		平四	回郎	君	
会	計 課	長	,	[松	淫	一	君								

△ 開 議 午前9時30分

〇職員(松井 学君)

ご起立願います。一同、礼。

〇議長(喜島孝行君)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

〇議長(喜島孝行君)

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

2番、保池穂好君。

○2番(保池穂好君)

皆さん、おはようございます。宇検村議会議員1期目結びの一般質問となりました。この4年間、村民の皆様から温かいお言葉やご指導、そしてたくさんの出会い、同僚議員の皆様、村当局の皆様のお力添えを賜りながら、今まで頑張って来れました。この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告に従い、質問いたします。

まず1点目、COVID-19コロナ対策について。村民の皆様から集まったマスクの枚数と、その活用方法。村内の影響をどのように把握されているか。現在の支援状況、村独自の支援策、島内の病床数、また医療関係や自衛隊との連携が必要と考えるが、どうなっているかお示しください。

2点目に、子育て支援について。令和2年度に第2期宇検村こども子育て支援事業計画を策定されましたが、今後の方針を伺います。

令和2年度当初予算で施設修繕費を組んでいますが、放課後児童クラブの今後の方針、また、病児 保育の設置についての考え、乳幼児が入院した場合の助成はどうなっているかお示しください。

3点目に、農業振興について。村内でイノシシだけではなく、近年、カラスやヒヨドリなどの鳥の被害が増えているが、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、鳥からの被害を防止できないか伺います。

これより先は通告席にて再質問いたします。

〇議長(喜島孝行君)

ただいまの保池穂好君の質問に対して答弁を求めます。

〇村長 (元山公知君)

おはようざいます。保池議員のご質問にお答えいたします。

COVID-19対策についての1番目の、村民の皆さんから集まったマスクの枚数はとのご質問で

すが、村民の皆さんに協力していただいて6月2日現在で集まった布マスクは2,288枚であります。

次に、2番目の集まったマスクの活用方法はとのご質問ですが、配布先として、当初は各学校の児童生徒、教職員、そして75歳以上の高齢者、妊婦、定期的に病院等受診される方としていましたが、ありがたいことに予想以上に作成していただきましたので、さらに配布先を広げ、74歳以下の介護認定を受けている方、障害者、施設入所者及び通所されている方、また医療機関・施設等の職員、区長・民生委員・老人会・保育所・生活保護受給者・各ボランティア団体など幅広く村民の方々に配布し活用していただいております。

次に、3番目COVID-19の村内への影響をどのように把握されているかとのご質問ですが、各担当部署でそれぞれ把握していることになりますが、保健福祉課としては、医療機関や福祉事業所などが利用しているジョインという携帯アプリがありますので、行政内で話し合われている内容など情報共有をしております。

また、高齢者などコロナウイルスの影響で健康面が不安視されることも多くあったと思いますが、役場内に新型コロナウイルス相談窓口を設置し、相談等受けているところであります。

議員の皆様にも相談等が寄せられていると思いますが、その情報においても保健福祉課に提供していただくことで今後の対策に生かせると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、4番目の現在の支援状況はとのご質問ですが、現在の支援対策として、新型コロナウイルス 感染症緊急経済対策で国の100%補助で特別定額給付金事業が専決予算で行われました。

令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方に一律1人につき10万円給付するもので、 村内の対象者は958世帯で1,688名です。現在、あと1件ですべての支給が終了となります。

次に、5番目の村独自の支援策はとのご質問ですが、昨日の一般質問でも答弁いたしましたが、村独自の支援策として、一つ目は、県外及び島外移動規制の影響がきわめて大きいと考えられます観光・宿泊・飲食業者向けに、売り上げが前年同月比で30%以上減収があった事業所に、一律10万円の支援金を予定しております。

二つ目は、主に出荷先を島外に持ち、新型コロナウイルス感染症の影響がきわめて大きいと見込まれる水産養殖業社に対して、従業員数に応じて、上限200万円の支援金を予定しております。

三つ目に、村の商工業者の経済活性化及び村民の生活向上を図るために、全村民に5.000円分の商品券配布を予定しております。

また、村独自のプランで実施を予定している支援策として、うーけん発見!再発見!事業を計画 しております。新型コロナウイルス蔓延防止対策に伴う移動自粛や休業要請による宿泊、飲食、ガイド業者等の営業収益の大幅な減少に対する支援と観光立村の機運を図るため、村民を対象に村内 観光プログラムの利用に伴う料金の助成を行うものです。

今回の補正で991万3,000円計上させていただき、7月1日から実施していく予定であります。利用者の負担を全額補助する事によって見込まれる、需要増加による観光消費の向上で、減収となった期間の補填となる経済効果を目指しています。

次に、6番目の島内の病床数はとのご質問ですが、現在、奄美医療圏において入院医療提供体制と しましては5医療機関で21床確保しています。医療機関名や病床の内訳については非公開とされてお ります。

次に、7番目の医療関係や自衛隊との連携が重要と考えるがどうなっているのかとのご質問ですが、 大島本島内5市町村の福祉担当課長で構成する奄美大島新型コロナウイルス感染症対策情報連絡会議 という会議がありますが、この会議の第3回目には、大島郡医師会、名瀬保健所、県立大島病院、自 衛隊の奄美警備隊、奄美海上保安部、奄美警察署、大島地区消防組合も参加していただき、事務レ ベルでの多くの情報を共有することができました。

議員ご質問のとおり今回お集まりいただいた機関、全てがコロナ対策の連携としては重要だということを認識していますので、今後も、必要に応じて、各関係機関の皆様にも参加を依頼し会議等を重ねていくことになると思います。

次に、子育て支援の1番目の今後の方針はとのご質問ですが、令和2年3月に第2期宇検村子ども・ 子育て支援事業計画、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画を作成しています。

基本理念を、地域の心がつながり、みんなが育む玉黄金、だれもが笑顔になれるむら、うけんとし、令和6年度までの教育・保育ニーズや地域子ども・子育て支援事業の量的な見通しとともに本村が推進していく事業・取組みなどをとりまとめています。

次に、2番目の放課後児童クラブの今後の方針はとのご質問ですが、令和3年度実施に向けて、令和2年度の当初一般会計予算において予算計上していますが、今設置の箇所を協議しているところでございます。

次に、3番目の病児保育の設置についての考えはとのご質問ですが、病児保育については病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師が一時的に保育等を実施する事業ですが、今後のニーズに応じて整備を検討していきます。

次に、4番目の乳幼児が入院した場合の助成はどうなっているのかとのご質問ですが、現在、乳幼児医療給付費制度においては、中学3年生まで全額償還払いを行っています。

最後に、農業振興についての鳥獣被害防止対策で鳥からの被害を防止できないかとのご質問ですが、本年度より、村単独事業により鳥獣被害防止のため一部資材助成を行っており、イノシシ及びカラス、ヒヨドリに対する資材費の助成において、農家負担軽減を図りながら、各自で対応をしていただいております。

また、宇検村鳥獣被害対策実施隊の設置により、民間の捕獲隊員の活用による捕獲活動及び追い 払い等を緊急的に行うことで、必要最小限に被害を抑える事が見込めます。既存のカラス捕獲檻の 活用も実施しながら、管理体制の整う集落があれば、今後捕獲檻の導入も検討していきたいと思い ます。その他、捕獲による事だけでなく、被害を抑える事ができないので、地域住民に対する鳥獣 対策の研修会を開催し、地域で農作物を守る取組みを積極的に行い、被害を抑える対策を実施して いきたいと思います。以上です。

〇議長(喜島孝行君)

再質問がありますか。

〇2番(保池穂好君)

先にですね、鳥の鳥獣被害対策のほうから進めていきたいと思います。村単独で費用の助成をしていただくことは、大変ありがたいんですけども、国の事業で鳥獣被害総合対策交付金というのがありますが、この事業を使って村単ではなくてですね、この事業を使って鳥からの被害を防止することができないか、まずお伺いしたいと思います。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

お答えいたします。本村ではイノシシ防護柵の実施箇所はありますが、鳥対策の網の実施の箇所 はありませんでした。ですが、県のほうへ確認したところ、鹿児島県では1カ所、指宿市で実例があ り、村としても要望があれば補助での申請も検討していきたいと思っております。

〇2番(保池穂好君)

ありがとうございます。私のほうもですね、先日、県のほうに確認したところ、ちょっと調べて みないと分からないということだったんですが、課長のほうから今、1件事例があるということが答 弁いただきましたので、また、それを活用してですね、村の負担を減らしながら村民のために頑張 っていただきたいなというふうに思います。

ちょっとですね、通告書のほうにはうたってないんですが、その総合対策交付金の中でですね、 同僚議員からもジビエ等の施設のですね、解体処理施設や焼却施設などの要望がありましたが、そ の中で、解体施設ですね、の上限単価、造る場合に食肉利用等施設を建設する場合に、上限単価で すが、平米当たり24万8,000円の補助金を、この総合対策交付金の中でうたってありますので、十分 検討はしないといけないとは思うんですが、この交付金を使ってですね、村民に有効活用できるよ うなジビエ等を使って、また、今はコロナで観光客はなかなか受け付け難いところですけども、ま たジビエ等を使ってですね、村民の有効利用できる施設等を造っていけたらいいんではないかと思 うので、是非検討していただきたいなあというふうに思います。

農業振興のほうについては、これにて終わらさせていただきます。次に、子育て支援のほうに移 らさせていただきます。

まずですね、答弁のほうで今後のニーズに応じて整備を検討していきますという答弁をいただいたんですけども、この第2期宇検村子ども・子育て支援事業計画のアンケートの中にですね、私が目を通した限り、病児保育の求めているか求めていないかのアンケートの項目がなかったように見受けられたんですけども、アンケートの中で、この病児保育に対してのニーズ等はちゃんとしっかり聞けたのか、ちょっとお伺いしたいんですけども、お願いいたします。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

子育て支援についての3番の病児保育施設の考えですよね。まず、うちの課のほうで病児保育について考えたんですけど、その設置する場所が、実際、保育所か病院ということで、特別枠をスペー

スを設けなければいけないという事業なんです、実際。それで今現在、うちのほうは保育所としたら田検保育所と阿室へき地保育所あるんですけど、今、実際、田検保育所は五つの部屋で61名の児童がいるんですよ。実際、もうスペースありません、全く。それに対して、また病院のほうは、今度今、長期計画のほうで病院の建替えも考えていますので、役場と一緒になるのか、単独で造るのか、そういうのが新設の計画がありますので、今の段階ではその事業自体のあれは考えてはおりません。以上です。

〇2番(保池穂好君)

課内で検討されたことは分かりました。私が今聞いているのはですね、今後のニーズに応じて整備をしていくという考えの中で、この計画を策定するためには、そのニーズがどうであったのかというのをしっかり把握しないといけないと思うんですけども、これは、そのアンケート調査の中で聞くことはしなかったということでよろしいですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

この子ども・子育て支援事業を作る、第2期のを宇検村は造ったんですけど、やっぱりその審査会がありまして、その審査会9名います。その役員の中で決めたことですので、一応、2年から6年と決まっていますので、一応それを見直すことはできます。これがずっと6年までじゃなくて、見直すことはできます。

〇2番(保池穂好君)

見直すことができるということなので、また、子育て会議ですかね、の皆様に、是非、どうですかと、しっかり聞いていただいて、どう皆さんが思っているかというのをしっかり把握していただきたいなあというふうに思います。

資料の中でですね、ちょっと気になったんですけども、ちょっと待ってくださいね。この子ども・子育て支援事業計画の24ページになるんですけども、24ページですね。病児保育事業と項目があって、計画では平成30年度で196日、実績は0人、この資料を見る限りでは受け入れようとする体制がある程度はあるのかなというふうに、ちょっと思ってしまったんですけど、実際は今のところ整ってないというふうな認識でよろしかったですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

そのとおりです。

○2番(保池穂好君)

はい、ありがとうございます。その場所的な問題を、課長のほう、おっしゃいましたけども、鹿児島県の子育て支援のですね、子ども・子育て支援総合対策事業で6億8,993万4,000円の予算がつけられております。これ、病児保育事業だけではないんですけども、認定こども園施設整備、子育て支援、研修事業、保育士等キャリアアップ研修事業、保育体制強化事業、あと病児保育事業の推進事業ですね、の保育所等において体調不良となった子供を一時的に預かる設備の整備を支援し、病児の受け入れ可能な施設の拡大を図るという項目がありますので、もし村民の皆さんが求めるので

あれば、こういった事業を活用して、保育所が先ほど施設がいっぱいいっぱいであるということがありましたが、遊ぶ校庭とかですね、そういった保育所の広さの問題等もあると思いますが、こういった事業を活用して、また村民の要望に応えられるようにしていただけたらなあというふうに思います。よろしいですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

この見直しもできますので、子ども・子育て会議等でそういう議題が出たら協議しながら、その ときのニーズに合わせてやっていきたいと思っております。以上です。

〇2番(保池穂好君)

すみません、もう1点ですね。ちょっと待ってくださいよ。その病児保育がなぜ必要かを、ちょっとこのアンケート調査の結果を見るとですね、少々お待ちください。現在の就労状況をアンケートでしております。母親のフルタイムでの就労が、就学前児童保護者44.2%、小学生保護者34.4%となっており、ほぼ半数近くですね、共働きの親世帯が多いんではないかというふうに理解しております。その中で、やはりですね、お子さんが病気になったときに仕事を休まないといけないとなると、やはり仕事、母親の仕事での、やっぱりちょっと気をつかってしまう部分とか、なかなか仕事しづらいとかですね、就労に関しても、こういった気をつかうとなかなかできないという状況が見受けられますので、必要ではないかなというふうに感じておりますので、是非、何度も言うようですが、子育て会議のほうでしっかりと意見をいただいて、また、要望があるのであれば早めに、早急にですね、施設を造っていただきたいなあというふうに思います。

次にですね、放課後児童クラブの今後の方針のことなんですけども、場所がまだ未定ということ だったんですけども、現在、はねクラブが運営していたと思うんですけど、ここを修繕して、今後 使っていくという計画ではないということですかね。

〇保健福祉課長 (栄 光男君)

確かに議員さんがおっしゃったように、今まで湯湾集落内にそういう施設がありました。しかし、今回から国・県の補助をもらっていますので、採択基準があります。1人1.65㎡かな、確保して、安全通路が確保できる、そういう条件がありますので、今、村長さんのほうが、今模索中なんですけど、実際、一つのめどはついております。あとは協議でどうなるか、9月頃には大体分かると思いますので、もし質問があったら、それで答えたいと思っております。以上です。

○2番(保池穂好君)

やはり子育ての中で、放課後児童クラブすごい大事だと思うんですけども、もし差し支えなければ場所等をこの場で提示していただいて、皆さんに、ああ、ここでこんなになるんだというふうな安心を与えていただければなと思うんですけども、どうでしょうか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

では、私の考えでよろしいですか。私の考えとしては、やけうちの郷で、高齢者がデイサービスとかいらっしゃいますので、そこで子供たちとの交流があればいいのかなということでやるんです

けど、やっぱり安全性が出てきまして、やっぱり高齢者がいる中で子供が走り回ったり、いろいろあります。その辺で今、実際は社協さんとも話は通しています。協議中ですということでよろしいですか。以上です。

〇2番(保池穂好君)

何かちょっと無理を言ったみたいな感じで、ちょっと申し訳なかったんですけども、その高齢者との交流も考えていらっしゃるということで、すごいいいなあというふうに感じました。安全面がまだ問題、課題があるということだったんですけども、是非クリアするようにご努力いただいて頑張っていただきたいなあというふうに思います。

子育て支援のほうは、これで終わらさせていただいて、コロナの対策について伺いたいと思いま す。少々お待ちください。

まずですね、村民の皆様にマスクの、布マスクをですね、お願いしたところ、2,888枚、当初1,000枚だったですかね、と思いますが、多くのマスクが集まって、本当に村民の皆様に感謝いたすところでございます。そのマスクがまた、当初、児童生徒、教職員、75歳以上の高齢者、妊婦、定期的に病院等を受診される方だったのが、74歳以下の介護認定を受けている方、障害者、施設入所者及び通所されている方、医療機関、施設等の職員、区長、民生委員、老人会、保育所、生活保護受給者、各ボランティア団体、幅広く皆様に活用していただいたことは、本当にいいことだなあというふうに思います。この宇検村のすごくいいところが、やっぱりこう、一人がみんなのために頑張っていくんだなと、何かあったら一致団結していくところなんじゃないかなというふうに思います。この心を、結の精神をですね、忘れず、今後も頑張って、皆さん、村民一同ですね、手と手を取り合って頑張っていけたらなあというふうに思います。

村内の影響ですね、コロナに対しての把握なんですけども、ジョインという携帯アプリを使って、行政内で話されている内容を情報共有しているということなんですけども、その情報というのはどういった情報を共有されて把握されているかを、ちょっとお尋ねいたします。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

お答えします。ジョインのほうで各、うちのほうは専門職がいます。保健師、看護士、介護専門 指導員がいます。そのジョインを使いまして個人個人の承諾の下、いろいろ情報を共有していると ころでございます。以上です。

○2番(保池穂好君)

はい、分かりました。あと、特別定額給付金が残り1件となっていますが、今後、先日もありましたけども、答弁でありましたが、この1件はどうなりそうな感じですかね。

〇企画観光課長(辰島月美君)

この給付金は申請方式ですので、3カ月猶予があります。ご本人が希望される場合もされない場合も、チェックをしてこちらのほうに提出となっております。3カ月の期限が終わるまでは受付を続けていきたいと思います。

○2番(保池穂好君)

はい、ありがとうございます。また、繰り返しになってしまうんですけども、うーけん発見!再発見!事業ですね、すごいネーミングも良くて、また村民の皆様にすごいいい経済効果、また意識のね、意識のですね、宇検村は何もないと、僕らが中学生時代はよく言っていましたが、こういう事業を使って宇検村のいろいろなところにですね、知ってもらうことによって、ああ、宇検村、何があるのと言われたときに、ああ、宇検村、どこどこに何があるよ、何があるよ、いいとこだよって、宇検村村民が自らですね、宇検村のことをアピールできるすばらしい事業なんじゃないかなと思いますが、このうーけん発見!再発見!の事業についての期待とか、どういった期待があるか、もう一度この場をですね、借りて、また発信してもらいたいなと思います。村長、担当課長、よかったらよろしくお願いします。

〇企画観光課長(辰島月美君)

目的は、一番大事な目的は、収入減になった観光業者への補填をするというのが一番の目的です。それに対しての相乗効果としましては、先ほど議員さんがおっしゃった村民の村に対する意識、そして経験したことがない経験ができる。村民が宇検村のPR、広報の一人になっていくという相乗効果もありますし、潜在する新たな観光プログラムを実用化できる、これから先に生かしていけるとうのと、観光業に参入を検討している方の背中押しになるという、いろんな相乗効果があると思います。今から夏休みも迎えるので、その子供さんたちが島外でいろいろ経験ができなかったりとか、交流事業がなかったりとかする中で、宇検村を満喫できる、そして親子でいろんな体験ができるという、そういう相乗効果もありますし、これから宇検村民のそういう宇検村に対しての意識向上もあると思います。

〇2番(保池穂好君)

はい、ありがとうございます。コロナでですね、皆さん疲弊して、ピンチ、ピンチはチャンス、まさにそのピンチはチャンスみたいな、すばらしい事業だと思いますので、村民の皆さんにしっかりと周知して、宇検村がこのピンチをですね、チャンスにして、更に発展できるように頑張っていただきたいなあというふうに思います。

次にですね、新しい生活様式が公表されていると思うんですけども、宇検村としてはこの活用 法、どうやって村民の皆さんに周知していくかをお伺いしたいと思います。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

では、お答えします。まず初めに、よろしいですかね、昨日、ほかの議員さんの質問の中で、終息が見込めない対策ということで、水際対策ということでありましたので、一応これはA3のほうに大きくしたんですけど、今現在、空港と港のほうで奄美大島にお越しの方には、こういうチラシを配っております。今まで7,500枚配っております。その中に、一応新しい生活様式とかいうのを書いています。それと、次の症状がある方ということで、今まで37.5度とかあったんですけど、もうそういうのはありません。もう直接高熱等、強い症状があったら、いずれかの場合は相談してくださ

いということで、相談先は、これは帰国者相談センターなんですけど、結局、名瀬保健所です。そ こに電話してくださいと書いています。それが5市町村のほうで一応7,500枚、今配っている途中で ございます。

それと、今質問の新しい生活の様式ですけど、今度、この間の5日の日に5市町村の保健福祉課長が集まりまして、今度の12日に5市町村の首長さんが集まります。その中で決定してもらうんですけど、5市町村の課長会の中では新聞等に新しい生活様式をそのまま出すんじゃなくて、やっぱり高齢者とか多いですから、簡単にと言ったらおかしいんですけど、それを載せようという案で、今考えている途中でございます。以上です。

〇2番(保池穂好君)

観光客に対する対応は理解できました。ありがとうございます。また、村民に対しての新しい生活様式の周知の仕方は新聞広告等を使って大きくやるということですかね。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

はい、そのとおりです。新しい生活様式というのは4本柱になっています。一人一人の基本的感染 対策と日常生活を育む上での基本的生活様式と、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しい スタイルと4本柱になっていますので、その辺を新聞等で、今5市町村の担当課長内で決めています ので、多分公表になると思います。以上です。

〇2番(保池穂好君)

内容等はもうこのまま使う予定でしょうか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

結構、内容を見たらすごい細かく書いているんですけど、やっぱり最終的には個人の健康管理ですので、ある程度の大事な部分と言ったらおかしいですけど、それを載せたいということで、一応5市町村の課長会では決めております。以上です。

○2番(保池穂好君)

この細かい内容は、しっかり予防する上で大事だというふうに認識しております。考えておりますが、その4本柱の中の3本目、日常生活の各場面別の生活様式の中で、買い物について通販も利用してくださいというふうなことを書いておりますが、これについては僕としては宇検村内でネットショッピング、通販での買い物を促したら、村内の経済の低迷につながると思うので、これは宇検村としてはふさわしくないんじゃないのかなというふうに感じていますけども、どうでしょうか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

この新しい生活様式というのは、あくまでも国が示した方向ですので、それは都道府県、また市町村によって違うと思います。その辺で今、議員さんが言った日常生活の各種場面の生活様式の買い物等の通販というのもあります、実際、書いております。また、一人また少ない少人数で買い物しなさいとか、電子決済の利用とか、いろいろあります。それはあくまでも国が基本として出してあることであって、それに合わない市町村もあるとは思っております。以上です。

〇2番(保池穂好君)

課長がおっしゃったとおり、国が示した様式であって、宇検村に添わないと思うんだったら、しっかりと検証して変えて、皆さんにお配りするのがいいんじゃないのかなというふうな考えなんですけども、先ほど5市町村の課長会ですかね、で決めたということがありましたけども、この通販の利用は促さないほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

この間の5日の日の会合の中でですね、もう奄美市はチラシで配っております、同じようなのを。 ですので、とにかく5市町村の統一した意見ということで新聞に載せようということでやっています ので、それでご了承ください。以上です。

〇2番(保池穂好君)

了承できないところなんですけども、奄美市はやっぱり買い物に行くと、人が混雑していて、もし感染者がいたらクラスターしてしまう可能性があるので、ネットショッピング等を促して、なるべく密度を、人口密度を減らして3密を避けるというような概念の下、そのネットショッピングを促すと思うんですが、宇検村については人が混雑するということは、こういうことを言っては何だと思うんですけども、少ないと思うので、こういったことはしないほうがいいと思うので、これはちょっと了承することはできないと思うんですけども、再度考えて、まだ公表しないんであれば、これは省いてやるべきじゃないかと思うんですけども、どうですか。

〇村長 (元山公知君)

はい、議員のおっしゃることは本当、ごもっともでございまして、やはり奄美市の5市町村、奄美市が奄美大島5市町村長会議の中では、やはり国からのを新聞に載せるかどうかというのを、また協議したりするんですけども、我々本村としましては、皆さんの拝見されると思うんですけども、細かくて、とにかく高齢者の方とか、分かりづらいと思うんで、分かりやすいように重要な点を載せていくと、おのずとそこは削らざるを得ないというかですね、買い物についてもですね、そういうさっきおっしゃったネット通販を使いましょうとか、そういう項目はおのずと外されていくと思うんですね。一番大事なものは何かと言ったら、距離をソーシャルディスタンスを取りなさいとかですね、そういうふうなことが一番大事なことでありますので、ですから、そういうことで分かりやすいものを村民に発信していこうと思っております。

○2番(保池穂好君)

村長にお伺いしたいと思います、確認ですね。その全項目を載せるわけではなくて、この中から 抜粋した重要な事項を新聞等で皆さんに周知していくということでよろしかったですか。

〇村長 (元山公知君)

新聞はですね、奄美大島5市町村の共同のもと出すものであって、我々が村民に、例えば、分かり やすくこれを周知するためには、もう全戸配布のチラシとかですね、それで配るという方法を考え ております。

〇2番(保池穂好君)

その中で、先ほどのからも申し上げています通販の利用は省くという考えでよろしかったですか。

〇村長 (元山公知君)

はい、通販の利用は省くというかですね、大事なものだけしっかりと分かりやすく載せて伝える というか、これはやっぱり国の政策でありますから、それもありながらの、それよりももっと大事 なものがある、本村にはあるんんで、それだけを載せて行きたいと考えているところです。

〇2番(保池穂好君)

分かりました。載せるか載せないかは、提言されなかったというふうに感じておりますが、ほかのことを強調してですね、この部分が皆様に、変な意味ですけども、浸透して、村内の商工業者の皆さんの利益、不利益になるようなことにならないように、強く要望しておきたいと思います。

あと、そのコロナ関係なんですけども、特別定額給付金1人10万円の給付金についてなんですけども、内閣府の政策検証によれば、1999年に実施された地域振興券とリーマンショック後の2009年に麻生内閣で実施された定額給付金を比較したときに、数字等は省略させていただきますが、商品券も現金給付も消費喚起効果は同じとの見解を示しておりますが、今回の現金給付金に至った経緯としては、コロナによる医療崩壊、命を守るために営業の自粛などによる経済の低迷で、事業主に少しでも使い勝手のよい現金のほうがよかったから現金給付に至ったというふうに認識しておりますが、宇検村の場合、これに当てはまるのかなという、すごい疑問がありまして、国のほうで現金給付という、うたっておるので、現金を給付しないといけないというふうには思うんですが、国からその現金給付、すみません、ちょっと名前はしっかり憶えてないですけども、来て、1,688万でしたかね、じゃない1億ですね、来たときに、これを少々事務費とか、発券料とか、マイナスの面も若干あるとは思うんですけども、地域振興券でやって村内の事業者を潤わすようなことはできなかったか、伺いたいと思います。

〇企画観光課長(辰島月美君)

これは、国の方針で国の決まりですので、現金支給というほうに行っています。今回、地方創生 臨時交付金の中では商品券の発行ということで、全世帯に同じような対象の皆さんに利用していた だくという方向で、そこは補填しています。

○2番(保池穂好君)

はい、ありがとうございます。ご答弁いただいたとおり、本当に国からのあれなので、そうするしかなかったなあというふうには思うんですけども、ここでちょっと僕が思うのが、そのお金は1人当たり10万当たり配布しますという国のお金の算出の仕方で、それを現金でやるのか、地域振興券でやるのは各自治体で決めてくださいというやり方のほうが、僕は何か、それぞれの自治体に合ってうれしい、その自治体の皆さんに波及効果のある補助金であったんじゃないかなというふうな思いがすごくあるところでございました。

次にですね、コロナの説明会のときに、ロックダウンですね、飛行機、そしてまた船での観光客の往来を防ぐことはできないかということは、聞いたときにですね、これ以上無理だというのは重々認識しているんですけども、今後のまた未知のウイルス蔓延等あって、こういった事態がまた出てくることも、可能性もあるんではないかなというふうに感じております。よりよい未来を子供たちに引き継ぐため、我々議会、村当局は動かないといけないというふうに感じておるところでございますが、村長としては今回のコロナの影響を受けて、ロックダウンして、村内の経済だけ潤わしたほうが地域の経済低迷は緩和できるというふうに僕は思うんですけども、村長はどんなふうに、このコロナの事態を受けて考えておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

〇村長 (元山公知君)

保池議員のおっしゃる地域の経済のためにはロックダウンをしてとかあるんですけども、そのロックダウンをするというのは、相当な状況のときであると判断しております。ですから、今回の場合ですと、一番の我々に対する脅威だったのが、奄美市での2名だったと思うんですけども、その点につきましても、我々はその時の対策ですね、今、例えば学校を休業して、また保育所を休園にしたりとか、そういう中で、保護者に対して、例えば家で預かることはできないかとか、いろんな我々の中では要請したりした中で、それが果たしてどうだったのかとのを、今アンケートを取ったりしてですね、それをしっかり分析して、次のまたこれが起こったときに、じゃあ、このパターンだから、じゃあ、こういうふうな休業要請いろいろしていきましょうというのを、最後のじゃないですけど、6月19日の防災、コロナの対策会議のほうで決めていく予定であります。ですから、今議員がおっしゃった質問の中の宇検村に対するロックダウンをしたほうが宇検村に対しては経済効果があるというのは、ちょっとまだ、私の中ではちょっと考えてなかったもので、ちょっとここで話すことはできませんけども、また議員がおっしゃるように、そのこともまた考えていきたいと思いますが、対策についてはしっかりと分析して、第2波、第3波に備えていこうと考えております。

○2番(保池穂好君)

ありがとうございます。医療関係、自衛隊等との連携についてなんですけども、先日ですね、新聞等で、その連携の仕方をいろいろと書いておりましたけども、夜間救急へりは飛ばないというふうに認識しております。しかしながら、まだ22床ということで、それ以上感染者が増えて、救急搬送を鹿児島まで搬送しないといけないという場合も想定されるんじゃないかなというふうに考えておるんですけども、その際に、自衛隊等は夜飛べて、飛んで鹿児島に救急搬送等は受けてくれるのか、把握していたらお答えをお願いいたします。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

では、自衛隊との連携の重要性を考えるかどうかという質問ですけど、4月の30日に市役所のほうで会合がありました。その中で自衛隊の方と事務レベルの交渉を話し合いをやったんですけど、結局、自衛隊の体制としては検疫の支援、まあいえばPCRの検査の支援と輸送支援、それと生活支援、いえば食事の配布、ですけど新型コロナ対策の派遣については、隊では答えはできないと、判

断はできないと。防衛省まで報告がいくそうです。ですので、ここではもう答えられませんという話でした。その中で、また海上保安庁のことも、おりましたので聞きましたら、海上保安庁の場合は島外搬送の際は、やっぱり自治体から県、県から第10管区本部のほうに流れるということで、それ以上の話はありませんでした。しかしながら、コロナに対しての連携は重要ということで、常に事務レベルではやりましょうということで話はなっております。以上です。

〇2番(保池穂好君)

ありがとうございます。普段のですね、救急搬送に加え、コロナがクラスターが発生して、また 緊急重篤患者ですかね、重篤患者が増えた場合には、ヘリ等が結構ですね、必要な場合が出てくる んじゃないかなというふうに思いますので、また会議の中ではそういったことも要望していただき たいなあというふうに思います。

最後になりますけども、先ほどですね、ロックダウンの件を話させていただきましたけども、本当、村当局からコロナに対しての説明を受けたときに、僕が、僕もですね、法令上できないというのは分かっていたので、ちょっとこういう真剣な態度というよりかは、若干笑いながらというか、できないんですかねというような言い方をさせていただいたんですけども、そういったときにですね、やっぱり何を言ってるんだ、ばかがみたいな感じで笑いが起きるんですよね。議会、そしてまた村当局というのは、法令上できないと分かっているから笑うんでしょうけど、それが本当にこの島のため、また未来の子供たちになるために、法律、憲法等を変えていかんばいかんのであれば、この議会、そしてまた村当局の皆さん、しっかりと話し合ってですね、それが正しいというふうに、皆さん、一致できれば、そういったこともしっかりと取り組んで変えていくのが、我々議会、村当局の仕事ではないのかなというふうに感じました。またですね、残り任期わずかですけれども、しっかりとまた皆さんと手を取り、宇検村のために頑張っていきたいと思います。これで私の質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(喜島孝行君)

これで、2番、保池穂好君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

△ 日程第2 承認第2号 専決処分 令和元年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件

〇議長(喜島孝行君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、承認第2号、専決処分、令和元年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件を 議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

承認第2号について提案理由のご説明をいたします。

承認第2号は、令和元年度宇検村一般会計補正予算についてですが、既定の予算から4,014万4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ33億1,448万8,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〇7番(幸 春美君)

すみません、まず確認をいたします。15ページの12款1項2目2節の住宅使用料の減額なんですが、 これは使用料が入らなかったのか、当初予定したのと住宅自体が空き室になっているのか、その確 認です。

〇建設課長(高田浩志君)

ただいまの質問についてお答えをいたします。当初、当初予算で2,795万を計上しておりました。 それでこの専決予算の作成時におきまして、当初予算よりも20万ほど、ちょっと歳入が取れないということで、入ってくるほう、取れないということで、20万減額をいたしておりましたが、5月末が出納の閉鎖期間になりますけども、そこまでに現年度の徴収分をほぼ同額予算と同額まで徴収をしておりますので、この時点では、今、20万減額しておりますけども、実績としてはほぼ当初予算並みに徴収はしております。以上です。

〇7番(幸 春美君)

すみません、もう一度確認していいですか。当初で2,000約800万、組んでいるんですが、それは全てといいますか、今、住宅に入っているという見込みで予算を上げているんですね。この現額は、その空き室の分で、当初の予算に入らなかったのか、それとも入室しているけども、その滞納で入らなかった分なのか、ちょっとそこがちょっと理解できないので確認なんですけども、分かりますか、言っている意味が。

〇建設課長(高田浩志君)

当初予算は2,795万、要するに住宅の全戸数分、入る分予測して計上しております。その分は全て

入りましたという形で理解をいただきたいと思います。

〇議長(喜島孝行君)

よろしいですか。

〇7番(幸 春美君)

次の質問に行きます。まず、20ページの2款1項20目7節の賃金の地域おこし協力隊賃金の減額と、それから、38ページの3款2項2目の7節保育士補助員賃金の減額、この説明をお願いします。

〇議長(喜島孝行君)

すみません、もう一回。

〇7番(幸 春美君)

すみません、30ページの2款 1 項20目7節の賃金の地域おこし協力隊賃金の減額と、それから、38ページの3款2項2目7節保育士補助員賃金の減額の理由をお願いします。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

地域おこし協力隊の方が一人、産休に入られましたので、その分の減額となっています。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

はい、いいですか。38ページの3款の2項の児童福祉費、2目の保育所費の中の7の賃金ですよね、これは毎年、見てもらえば分かるんですけど、保育士の場合は産休とか、いろいろあるもんですから、多めに組んでおります。去年も、大体200万ぐらい多めに組んでおって、職員が産休のときは、結局補助員を入れるということで、多く組んでいるんです。以上です。

〇7番(幸 春美君)

地域おこし協力隊の件ですけども、地域おこし協力隊が産休ということで、大変おめでたいことなんですが、この任期に関してですが、3年間という期間があるかと思います。この3年間のこの期間は、産休についてはどのように対応をされるんですか。

〇企画観光課長(辰島月美君)

地域おこし協力隊として在籍する、活動するのが3年間ですので、おのずと産休を取った部分は延期となると認識しております。

〇7番(幸 春美君)

保育士の件でお尋ねをします。保育士不足で同僚議員からも阿室保育所の土曜日保育の要望がありましたが、保育士不足でここがちょっと今のところ開設できないということだったんですけども、賃金がこれだけ減額になっているんですが、その保育士のなり手、なり手といいますかね、保育士はなかなかその辺は見つかりませんか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

前回の答弁のほうでは、保育士が今足りないので、今協議中ですかね、言ったけど、実際は田検 保育所のほうから、どうにか阿室のへき地保育所のほうに土曜保育するために、今やっている最中 です。以上です。

〇7番(幸 春美君)

じゃあ、現在はもう阿室保育所は土曜保育が開始をされたということですか。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

毎週土曜日じゃなくて、学校関係でしたので、その子が、第2の土曜日だけは午前中見るようにしております。以上です。

〇7番(幸 春美君)

徐々にですけども、そのように地域の要望が通っているみたいですので、またその辺は保育士を 確保しながら、土曜保育に向けていっていただけたらというふうに思います。よろしくお願いしま す。以上です。

〇議長(喜島孝行君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号、専決処分、令和元年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件を 採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

承認第2号、専決処分、令和元年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件は、原案のと おり承認することに決定しました。

△ 日程第3 承認第3号 専決処分 令和元年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件

△ 日程第4 承認第4号 専決処分 令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算につい

て承認を求める件

〇議長(喜島孝行君)

日程第3、承認第3号、専決処分、令和元年度宇検村国保事業特別会計補正予算について、日程第4、承認第4号、専決処分、令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件、以上2件を一括議題とします。

本2件についての提出者の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

承認第3号、承認第4号について提案理由のご説明をいたします。

承認第3号は、令和元年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から 1,238万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億7,380万9,000円とするものです。

承認第4号は、令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から630万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6,376万6,000円とするものです。

以上2件とも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を一括して行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号、専決処分、令和元年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

承認第3号、専決処分、令和元年度宇検村国保事業特別会計補正予算について承認を求める件は、 原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第4号、専決処分、令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認 を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

承認第4号、専決処分、令和元年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第5 承認第5号 専決処分 令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算につ いて承認を求める件

△ 日程第6 承認第6号 専決処分 令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算 について承認を求める件

△ 日程第7 承認第7号 専決処分 令和元年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正 予算について承認を求める件

〇議長(喜島孝行君)

日程第5、承認第5号、専決処分、令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第6、承認第6号、専決処分、令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について、日程第7、承認第7号、専決処分、令和元年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件、以上3件を一括議題とします。

本3件についての提出者の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

承認第5号、承認第6号、承認第7号について提案理由のご説明をいたします。

承認第5号は、令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から 1,649万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,153万円とするものです。

承認第6号は、令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から1,019万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億3,351万4,000円とするものです。

承認第7号は、令和元年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算についてですが、既定の 予算から121万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,718万9,000円とするものです。 以上3件とも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで、提出者の説明を終わります。 これから、質疑を一括して行います。 質疑ありませんか。

〇2番(保池穂好君)

宇検村簡易水道事業特別会計補正予算書の10ページの2、1、1簡易水道整備事業の1,000万ほど減額していますが、これの説明をお願いいたします。

〇建設課長(高田浩志君)

はい、お答えいたします。今回、1,082万7,000円減額しておりますが、当初、久志の集落の配水池なんですけども、10 t タンクを上のほうに設置して集落内の配水をするという、集落内に配水をするという計画でありました。それで、一番上の高いところから約10mほどは高いところにタンクを設置しなければならない、要するに圧を確保するために高いところにタンクを造るわけなんですが、そこの場所選定をしたところ、当初は避難場所、久志の教員住宅の上のほうにいい場所がないかということで、いろいろ場所選定したんですけども、そこにもちょっと平場がないと、ちょっと造成工事をしたり、それも出てくると。ほかのところも久志の学校の上にないかとか、いろいろ探したんですけども、立地場所が見つからなくて、今回、この計上した分を、事業費の分を今回減額しております。以上です。

〇2番(保池穂好君)

タンクがですね、集落にあったほうが塩素の管理とか、あと本管の破裂したりして、断水時には 集落内にあったほうが集落の水は安心して使えるというふうに考えますけども、これは集落で話し 合って場所等を選定できれば、また再度タンクのほうを設置をすることを見込めるか、ちょっとお 伺いしたいんですけども。

〇建設課長(高田浩志君)

確かに先ほど議員さんがおっしゃったとおり、集落の上のほうに、集落の上のほうにタンクを設置した方が塩素管理とか、そういうので考えればそのほうがいいと思います。今後、また集落と、その立地場所をいい場所がないか、選定して、また用地交渉等が出てきた際は、また集落と一緒になって建設を計画したいと思います。以上です。

〇議長(喜島孝行君)

ほかに質疑ございませんか。

〇5番(吉永常明君)

ちょっと簡易水道の件でお尋ねします。今回、明許繰越で1億4,000万ほど施設事業で整備費であ

りますけど、これはどこの施設なのか、ちょっと教えてください。

〇建設課長(高田浩志君)

これにつきましては、今、芦検集落内のほうで簡易水道の工事をしておりますけども、給水栓の 家への引込工事が年度内の完成が困難となったために繰り越しをしております。以上です。

〇議長(喜島孝行君)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を一括して行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第5号、専決処分、令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について承認 を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

承認第5号、専決処分、令和元年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第6号、専決処分、令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について 承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

承認第6号、専決処分、令和元年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について承認を求め

る件は、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、承認第7号、専決処分、令和元年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと求めます。

承認第7号、専決処分、令和元年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について承認を 求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第8 承認第8号 専決処分 令和元年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件

〇議長(喜島孝行君)

日程第8、承認第8号、専決処分、令和元年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認 を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

承認第8号について提案理由のご説明をいたします。

承認第8号は、令和元年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から 2,577万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億6,821万9,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告 し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第8号、専決処分、令和元年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

承認第8号、専決処分、令和元年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第9 承認第9号 専決処分 令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予 算について承認を求める件

〇議長(喜島孝行君)

日程第9、承認第9号、専決処分、令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

承認第9号について提案理由のご説明をいたします。

承認第9号は、令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から155万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,337万1,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告 し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第9号、専決処分、令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

承認第9号、専決処分、令和元年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第10 承認第10号 専決処分 宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件

〇議長(喜島孝行君)

日程第10、承認第10号、専決処分、宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

承認第10号について提案理由のご説明をいたします。

承認第10号は、宇検村税条例等の一部を改正する条例についてですが、地方税法の一部改正により、施行に緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで、提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第10号、専決処分、宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件 を採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

承認第10号、専決処分、宇検村税条例の一部を改正する条例について承認を求める件は、原案の とおり承認することに決定しました。

△ 日程第11 承認第11号 専決処分 令和2年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件

〇議長(喜島孝行君)

日程第11、承認第11号、専決処分、令和2年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件を 議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

承認第11号について提案理由のご説明をいたします。

承認第11号は、令和2年度宇検村一般会計補正予算についてですが、既定の予算に1億7,956万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ32億5,818万1,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告 し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〇5番(吉永常明君)

7ページ、32目特別定額給付金事業の中から、ここに会計年度任用職員の報酬が出ているんですけ ど、それの説明をお願いします。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

この特別定額給付に関して事務費が100%付くということで、また、その事務処理も早急に行うということで、担当課がこの国の規定が決まった時点で企画観光課が担当ということで、申し合わせの中で決まりました。当初、その人員ではこの仕事が入っていない部分で、人員がどうしても足りないということで、1カ月2名の方の任用付職員の応募をかけていただき、事務処理、そして各集落に回っての説明、区長さんとのやり取り、事務の処理という形でお願いしております。もう一人は2カ月間で、まだ6月30日までお願いしているんですけれども、これに対しての事務処理の方を公募によって募集して、今、実際にやっていただいているということです。

〇議長(喜島孝行君)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第11号、専決処分、令和2年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件を 採決いたします。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

承認第11号、専決処分、令和2年度宇検村一般会計補正予算について承認を求める件は、原案のと

おり承認することに決定しました。

△ 日程第12 議案第32号 令和2年度宇検村一般会計補正予算について

〇議長(喜島孝行君)

日程第12、議案第32号、令和2年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第32号について提案理由のご説明をいたします。

議案第32号は、令和2年度宇検村一般会計補正予算についてですが、既定の予算に8,201万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ33億4,019万8,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〇7番(幸 春美君)

2点ほど質問をします。まず1点目です。10ページ、2款1項5目12節委託料できゅらむん館の管理運営委託料60万、これに説明をお願いします。

〇企画観光課長(辰島月美君)

村が施設の管理委託をしている施設がきゅらむん館であったり、地域福祉センターであったり、契約しているところがあります。地域福祉センターについては、当初予算で上下水道の独立採算を目指すということで、申し合わせの中で免除していた水道料や下水道、もしくは低額で徴収していた上下水道料を当たり前に徴収するということで、委託料の増額をお願いしていると思います。それと同様にきゅらむん館のほうも上下水道を当たり前のように徴収させていただくということで、このきゅらむん館の管理委託に関しては委託料という部分ではお支払いしていなかったんですけれども、そのお支払いしていない部分は上下水道を免除する、もしくは低額の一律で徴収するというふうのを申し合わせがありましたが、今回、4月にさかのぼって上下水道が当たり前に建設課のほうから徴収されるという部分の補填として60万の増額をお願いしているところです。

〇7番(幸 春美君)

これは、きゅらむん館になっているんですが、あそこ全体の、あそこは何ですか、宇検村田舎暮らし体験センター、あそこ全体のことのことですか。

〇企画観光課長(辰島月美君)

補正予算のほうではきゅらむん館とうたっているんですけれども、田舎暮らし体験交流センター 全て、ログハウスも含めた部分になります。

〇7番(幸 春美君)

これは、今現在、奄美観光株式会社と委託を、業務委託をしているんですが、ここに維持管理運営業務委託の覚書がありまして、管理運営の期間、これは平成28年の4月1日から平成33年3月31日までの期間なんですね。ここに管理費用については、宇検村の業務管理協定書の第4条第4項に定めるというふうにうたっています。その第4条の4項は、施設の維持管理、修繕等については、原則として乙、その受託者ですね、乙が負うものとする。ただし、災害等や災害等やむを得ない事象及び構造上重要な部分の修繕費用は甲乙協議して定めるというふうにあるんですが、先ほどの課長の説明は分かりますが、もし、委託料を払うんであれば、当然、当初できちっと計上するべきです。委託料をこのようにして補正で、契約もあるのに補正で委託料を上げるというのは、ちょっと理解できませんけども、その件に関してはどうですか。

〇企画観光課長(辰島月美君)

この上下水道の費用の免除であったり、そういう部分もこの管理条項の中にはうたっておらず、 口頭の中で行政側がお願いしていた部分だと思います。今回、100%使用した分を徴収させてくださ いというのも、もちろん口頭の中でだったんですけども、そこに発生する60万というのは、補填す るべきということで協議をしてお支払いをするという流れになっています。改めて、この60万に関 しては管理委託契約をいうのをもちろん結んでのお支払いにはなるんですけれども、これを補正で 上げるという部分では、タイミング的にも申し訳なかったし、ちょっと順序が逆でした。ご理解い ただければと思います。

〇7番(幸 春美君)

これは、以前の話になるかと思いますけども、あそこが当初、できた時点で、あそこの今宇検食 堂は奄観さんの個人の建物です。その宇検体験、ごめんなさい。田舎暮らし体験センター、あそこ のきゅらむん館、コテージ全体は村が補助金で建てたものです。奄観さんの宇検食堂の土地は村の 土地で、あそこはここの、田舎暮らし体験センターを管理運営するかわりに、この土地も無償で提 供しましょうという、当時の話し合いだったというふうに聞いています。それで、これまでにこの 覚書で、その業務委託がされてきたかと思います。今回、その増額ということもありましたけど、 でもこれはもう業務委託、ずっとですので、これはこの覚書のここに、期間をきちっとうたってい ますので、これはもうきちっとしたものですから、この期間までは、この委託費としては、私は認 められるものではないというふうに思いますが、村長、その件についてはどのように考えますか。

〇村長 (元山公知君)

議員のおっしゃることはごもっともでございまして、我々も協議の中で、今まで我々があそこの、今議員がおっしゃったその土地を、購入じゃなくて、無償提供という話はちょっと、すみません、私もそれを調査不足というか、まだ調べてなかったので、ちょっと分からなかったんですけど、その委託業務に関して、当たり前の形にもっていきたいというのが一番の考えでして、今、その覚書の中で、その企業の方と公社と、公社が受けて、公社がまた業務委託をしている形になって

いるんですけど、その中で、やはり今後、例えば、今の企業じゃなくて、ほかのまた方々が受けるとか、そういう話は、今ある話ではないんですけど、今後、当たり前の形に持って行くためには、やはり委託費をしっかりと発生させて、それでその、いい運営をしていってもらいたいというのが一番の考えの下、今回ちょっと水道、上下水道のこともありまして、先にこのことができないかということで、ちょっとまた提案させていただいたということです。

〇7番(幸 春美君)

そこは個人経営ですね、個人事業ですよね。個人事業というか、民間事業です。やはり、そこの努力はまたしないといけないというふうには思います。あそこは、施設が、この施設を村が、結局、無償でそこを管理をさせるので、そこの宇検食堂を使って何ですか、食事、ここの宿泊者がそこで食事をできるようにという関係の下に、あそこをこれまでこういうお互い委託料も払わないで、じゃあ、ここをつかわせてくださいという関係であったというふうに理解をしているんですね。この覚書がこの33年3月31日まである以上は、私はその委託料は払うのも、この後、きちっとこれからお互いに協議を交わすべきだというふうに思いますが、その件についてはいかがですか。これはもう期限がこの33年まできちっと決められていますので、その後のことだというふうに考えますけど、そこはどうですか。

〇村長 (元山公知君)

その覚書のある中だとは、我々も協議の中で出ましたけども、やはりいろいろまた、今のこの流れの中で、我々としては、今経営されている方々が、このコロナの影響もかなり受けているということで、また、我々としては、その委託をしっかりしたものにしたいということで、それをちょっと先にできないかなということでの、今回、提案をさせていただいたところでございます。

〇7番(幸 春美君)

奄観さんの宇検村に対しての功績というのは、大変大きいと思います。そこは私も十分認めて、村内、村民の雇用も大きいですので、そこは感謝をしているところですけど、だからでも契約は契約だというふうに私は思います。今回もコロナでやはり大変て、観光客も少ないですので、少ないというか、ほとんど来ていませんので、大変というのは理解できます。それで、そのコロナの件で対策の一つとしてということでしたら、その支援金がありますよね、そういうので今回是非対応をすべきなのではないかなというふうに思います。これとこのコロナとを結びつけるのは、私はちょっといかがなものかなという考えです。また、その施設の先ほど村長が言われましたけども、やはり、運営をきちっと、運営費を管理委託を手続をしてといわれるのは当然なのかも、これまではそういう関係できたかもしれませんけど、今後、そういう考えであれば当然なのかもしれませんけども、それはもうこの期限の後のことだというふうに私は考えます。十分、今大変なときでしたら、やはりその支援対策費の中で、十分支援をしていただいて、やはり管理委託に関しては、やはり期限は期限できちっと守るべきだというふうに考えます。

〇企画観光課長(辰島月美君)

この宇検村の田舎暮らし体験交流センターの管理条項の中の4条の関係で、維持管理修繕費についてという部分で触れているんですけれども、今回のこのコロナは災害に匹敵する部分です。この災害等に発生する部分では甲乙協議してという条項がありますので、是非そこのところを災害と捉えて今回の補正予算に上げた部分を承認いただければと思います。

〇7番(幸 春美君)

今の件なんですが、確かに災害等やむを得ない事象とありますが、でしたら今回のこの運営委託料、これは今回、1回のみという理解でよろしいんですか。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

これが5年契約になっていまして、直接奄観さんとの契約ではありません。元気の出る公社と契約をして、元気の出る公社が田舎暮らし体験の管理ということで、再度覚書の下、契約している経緯があります。28年4月1日から5年間の指定管理での契約ですので、33年の3月31日までの契約でございます。今度契約する場合には、また公募をかけるなり、もしかするとこの田舎暮らし体験交流センターは別に指定管理を公募して求めるかもしれませんし、その方向は今から協議していくんですけれども、更新の場合には内容をちょっと精査しながらやっていきたいと思います。

〇7番(幸 春美君)

私はこの田舎暮らし体験センターを、現在元気の出る公社と奄美観光株式会社が結んでいるんですが、それ自体をどうこう言っているわけではありません。奄観さんには大変感謝をしていますし、今、センターは奄観さんが管理運営をしていただくことが一番ベストだと思います。ですけど、やはり、その委託運営費については、ここにきちっとうたってあるわけですね、管理費用については。ですから、これはこれできちっと守るべきではないですかということを申し上げています。この33年3月31日後の契約は公募するなり、また今度指定管理費をきちっと、委託管理費を設けて契約をするなり、それは今後のことで、今回のこの補正予算については、管理運営委託費になっています。管理運営委託費というのは、これからずっとですよね、このこれで見ましたら。先ほど課長が言われたように、災害ということを今度という話でしたので、それは今回、この1回きりですかというのを確認をしたところです。

〇企画観光課長(辰島月美君)

今回はその災害と捉えて、この補正で上げさせていただいたので、今回限り、こういうやり方というのは今回限りです。

〇7番(幸 春美君)

もう1回、確認します。管理運営委託料となると、これずっとと委託料を払うわけですよね、ずっと。ただ、今回この1回限りで、今回のコロナで大変影響を受けているので、今回、あちらに60万円を補助をするということなんですか。そこ、大きく違ってくるんですけど。委託料であれば、当然、私は覚書として認められるものではないと思っていますので、そこはきちっと確認をしたいと思います。村長、いかがですか。

〇村長 (元山公知君)

先ほど言った意味もありますけども、これは委託料として上下水道の分で委託料として向こうに 委託したいという金額であります。

〇7番(幸 春美君)

課長と村長とちょっと答弁が違うんですが、今回、災害ではなくて、その上下水道の個人が負担をするという分で今度、委託料として設けたということですよね。それは当初の、やはり管理費用の中で、きちっとそこはもう委託料として組まれてないので、当然、認められないというところだと思いますので、そのように理解をしたいというふうに思います。

〇議長(喜島孝行君)

答弁させてもらいますので。

〇企画観光課長 (辰島月美君)

はい、すみません、答弁の中で、ちょっと誤解を招くようなことがあったと思うんですけれど も、今回に関しては委託料は維持管理は乙が持つものとなっているんですが、災害時は甲乙協議の 下という部分で、災害と捉えて費用を60万、委託料ということで承認していただければと思いま す。

〇7番(幸 春美君)

言っていることは分かるんですが、やはり運営委託料として60万円上がっている以上、そしてこの覚書がありますし、きちっと期間も決められています。村長がやはりその上下水道の個人が払うというので、その分の委託料というふうな答弁をきちっとされましたので、それはそれで判断をさせていただきます。

次の質問にいきます。15ページです。5款3項の1目、それから27節の繰出金なんですが、ここで漁港漁村集落排水に500万繰り出しています。当初予算のときに、やはりこの漁港漁村集落排水事業については、いろいろ議論もあったかと思います。そこで、今年度当初、1,650万組んでいるんですが、本年度中に国の考え方を確認をするという予算委員会の中で課長の話があったかと思います。その費用として捉えていいんですか。

〇建設課長(高田浩志君)

はい、お答えします。これはですね、この農業集落、漁業集落排水の事業のほうで500万、調査委託料を計上しておりますが、今、予算等で要するに漁港漁村の平田地区は、要するに使用料金が毎年180万ぐらいなのに、歳出でかなりの維持管理の負担が出て、一般会計からの繰入金で運営されていると。そういうこともあって、それは廃止に向けて動いている中でございます。その中で、国の方針としては、まずは機能診断、もう20年以上経過している施設なので、まずは機能診断を調査して、その評価を出して、今後のコストの算定比較であったり、そういう機能保全対策を立てた上で立てないといけないということで、今回、今年度までの計画区間ということで、補正でこのような基本計画策定という費用を計上いたしました。以上です。

〇議長 (喜島孝行君)

いいですか。

〇7番(幸 春美君)

すみません。その多分これ、特会に繰り入れで入っているんですが、その計画をしたその結果で 今後の方針が決まるという考え方でよろしいんですか。

〇建設課長(高田浩志君)

この調査結果を基にして、今後、この施設をどうしたらいいかという算定材料として活用してく という考えであります。

〇議長(喜島孝行君)

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〇5番(吉永常明君)

13ページ、13目の説明と、事業の説明と今回、地方創生臨時交付金が3,151万8,000円上がっているんですよ。その中で、この補正に上がっているのが2,796万3,000円なんですけども、残りについては今後どのように対応されるんですか、説明をお願いします。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

では、ご説明したいと思います。13ページの4款衛生費の1項の保健衛生費の13目の健康支援事業費ですね、これは新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金事業の一環でございます。いえば、中身を言いますと、コロナウイルス等で村民の方が運動不足、そういうのが考えらえましたので、二つの記録コース、3カ月の2,000円と、脂肪買取1キロ当たり1,000円、対象者は宇検村の住居の18歳から74歳以下の方。それで、一応どういうことということ、記録コースで3カ月2,000円コースというのは、限定70人予定しています。その中で、3カ月間の間で、まあいえば、9月から11月の3カ月間の中で、体重記録プラス運動を実施した記録と、体重プラス食事記録、この選択があります。その中で、それを3カ月やった後で、その体重記録とか、そういうのが適切にやっているのかというのを、うちの専門の看護師とか、管理栄養士が見て、良かったらその方に2,000円をあげると。もう一つの脂肪買取コースというのも、期間は一緒なんですけど、9月から11月の3カ月間で、一番上限で3,000円までということで、要は、その人が3カ月間で、いえば、単純に言って、1キロ痩せたら1,000円、2カ月でそういう記録のほうをうちの専門家が断定して、商品券で贈呈。各集落で、各集落で村民一帯の商店で使える券をうちの独自で作る予定でございます。以上です。

○5番(吉永常明君)

まず最初に一つ、74歳までという人数の制限の中で、なぜ70人というふうに絞っているのか一つ。それと、今度脂肪買取って、1キロ、これ、体重を。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

まず初めに、74歳の根拠ですけど、一応、75歳以上の方は元気度アップというポイントがありま

すよね。そういうのをやっていますから、とにかく、これ一応対象を74歳以下にして、両方70人限 定して、一応努力してもらうと、運動してもらうと、ということで、今言ったように、2コース、二 つの選択がありますから、それを選んで一応8月の下旬のほうに、こちらのほうから申込書を送りま すので。そして一応9月から11月、3カ月間ですかね、やって、一応、年度内、3月までには使ってい ただこうという交付金の使い方です。以上です。

〇議長(喜島孝行君)

よろしいですか。

〇総務課長 (原田俊昭君)

臨時地方創生交付金の額なんですが3,151万8,000円、歳入のほうでは8ページのほうに新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金3,151万8,000円上がっております。歳出のほうで、まずは12ページの22目に340万5,000円、次、13ページの4款の13目の65万円、あと15ページの6款の1目の1,855万円、あと2目の観光費の991万3,000円、これを足しますと3,151万8,000円になります。それでですけど、最初のほうでですね、12ページの22目のほうの340万5,000円、こちらのほうに国庫支出金のほうに計上しておりますが、一般財源のほうで267万5,000円減額になっております。これはですね、先ほど2年度の専決補正で承認していただいた中で、新型コロナウイルス感染対策のほうの防護服とかマスクとかを前もって専決で購入してございます。この予算もこの交付金で賄えるということですので、まず専決しているんですが、次のこの補正でこの歳入を上げて、一般財源を落として対応しているということでございます。

○5番(吉永常明君)

課長、申し訳ないですけど、この12ページのこれ、今回これ、補正なんで、補正額は73万じゃないんですか。課長、さっき345万5,000円とか、これは県の支出金であって、補正額は73万だというふうに思っているんですけど。

〇総務課長(原田俊昭君)

補正額は73万でございますが、先ほどの臨時交付金の3,151万8,000円の説明としまして、結局は 国庫支出金でこの金額を上げて、一般財源のほうで減額してございますので、その3,151万8,000円 はしっかりとあるということで、それ全部使っているということでございます。

〇議長(喜島孝行君)

よろしいですか。

〇4番(杉浦治俊君)

14ページのですね、52目宇検ブランド確立事業というのが載っていますが、これの説明、事業内容の説明をお願いしたいと思います。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

宇検ブランド確立事業なんですが、今回初めて上げております。品目としてはタンカンでございます。内容ですが、農協による光センサー選果機を用いた委託選果を行ったタンカンに対して、ま

ず村独自のデザインした出荷用の段ボール資材の提供、5キロ箱はキロ30円、10キロ箱はキロ60円になります。と委託選果の集荷運賃キロ5円と、利用料6円、キロ6円、選果料がキロ20円になります。あとブランドの確立協力金として1キロ当たり100円の助成を行います。目的といたしまして、光センサー選果機を通すことにより、品質の保証されたタンカンを宇検ブランドとして村がデザインした段ボール資材を用いて出荷してもらうことにより、村独自のブランド確立を図るとともに、集荷運賃や利用料、選果料、段ボール資材の提供により、農家の出荷の際にかかる経費の削減も見込まれ、更に今まで選果場を利用してこなかった個人販売農家の協力金活用を目的とした選果場利用による新規掘り起こしや、近年問題となっている農協選果場の利用率低下の改善も見込まれます。

それと、この中で参考にしていますのが、5キロという5tの量を参考としておりますが、令和元年度の委託料、委託選果量が約2tであったため、今後、去年は裏年ということで少なかったみたいなんですが、今年は2.5倍ぐらいになると想定をしているため5tとしております。この中で、需用費として消耗品を10キロ箱60円で5,000キロで30万、手数料、集荷料、今さっき言いました5円、利用料6円、選果料20円、これを5キロで出した額が15万5,000円、委託料が段ボール箱のデザインの委託料になりまして4万5,000円、下の補助金としてブランドの協力金5キロで1000円、すみません、キロ100円を5,000キロで50万というふうになっております。以上です。

〇4番(杉浦治俊君)

事業の意義は十分分かりましたけれども、この事業を、じゃあ、どういう形で執行するのか。例 えば、どちらで担当して、どういう形でやるのか、ちょっと具体策があれば、ちょっと教えていた だけば。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

産業振興課のほうで事業を実施していきたいと思っております。

〇4番(杉浦治俊君)

例えば、タンカンの例えば箱詰めをして発送するとか、その申請だとか、いろいろあるんですけど、その窓口は産業振興課のほうでやっていただけるかも分かりませんけど、実際に箱をいただいて箱詰めをして発送をするとか、そういういろんなことが出てくると思うんですけど、産業振興課のほうで箱詰めとか、発送とか、そういう形とかまでやるということなんですか。

〇産業振興課長 (栄 平四郎君)

その箱詰め作業というのは、農家のほうでやっていただく予定になっております。

〇4番(杉浦治俊君)

事業自体、中身は大体何となく分かりますけども、じゃあ、具体的にじゃあ、行動に移すときに、例えば役場のほうに申請、それを持って申請をして、そういうのをもらうとかいう形になるのか、どうなのか、ちょっと具体的な姿が、ちょっと見えづらいんですけど、とりあえずそういうことでスタートをすることは大変いいことだとは思うんですが、もう少し、利用する方々が分かりやすい制度というか、その辺を示していただければうれしいなあと思いますが。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

はい、お答えします。現段階ではそのブランドを行うという事業に対しての要項等は、まだ確実なものは作っておりませんので、それを要項をぴしゃっと作った上での進めていきたいと思っております。

〇4番(杉浦治俊君)

是非よろしくお願いしたいと思います。今回はタンカンということなんですが、将来的、将来的というか、随時、例えばマンゴーもありますし、パッションもありますし、村のほうも奨励しておりますので、そちらの方向性はいかがなんでしょうか。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

現在、そのタンカン、物自体を名瀬の選果場で選果するときに、糖度とか、大きさとか、そういう計る確実な機械がないもんですから、それを計るために今の段階ではパッションとか、目で見て品質の保証をしているような状態だということをお聞きしておりますので、そういう品質保証ができる機械等ができた場合には、ほかのタンカンとか、タンカンじゃないですね、パッションフルーツ、マンゴーとかもブランド推進事業の中に入れてもいいかなというふうには思っております。

〇4番(杉浦治俊君)

できればですね、早い時期にそういうことを、そういうふうにどんどん移っていただければいいかなと思いますが、私は以前にもそうなんですが、3月議会にも話をさせてもらったんですけど、宇検村独自の輸送コスト支援事業というのをお願いを、質問いたしまして、協議をして予算を組むという話だったんですが、今回、コロナ対策がいろいろあって、手が回らなかったのも分からないでもありませんけども、以前、そういう形で村長に質問したときには、宇検ブランドの確立をして、それに対してやりたいとかという話も伺ったような記憶があるんですが、このままでいけばもうタンカンしか、それには、宇検ブランドになればタンカンしかそれには適用できないという受け取り方もできますので、是非、随時ですね、品質保証ってなかなか難しいんだろうけども、是非、できるところというか、とにかく少しでも早く対応していただきたいなとお願いをしたいと思いますが、要望ということでお願いをしておきたいと思います。

〇議長(喜島孝行君)

ほかに質疑ありませんか。

〇2番(保池穂好君)

すみません、同じく宇検ブランド確立事業についてなんですけども、業務委託先、デザイン委託 ですね、それはどちらになるか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

以前、協力隊でいらっしゃいました丸山さんにお願いしたいと思っております。

〇議長(喜島孝行君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、令和2年度宇検村一般会計補正予算について、採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議ありと認めます。

暫時休憩します。

再開は10分後に、12時午後にお願いします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時01分

〇議長(喜島孝行君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第32号、令和2年度宇検村一般会計補正予算について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(喜島孝行君)

起立多数です。

したがって、議案第32号、令和2年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第33号 令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

△ 日程第14 議案第34号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

〇議長(喜島孝行君)

日程第13、議案第33号、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について、日程第14、議案第34号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について、以上2案を一括議題とします。

本2案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第33号、議案第34号について提案理由のご説明をいたします。

議案第33号は、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に31万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億3,297万2,000円とするものです。

議案第34号は、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に 178万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8,106万2,000円とするものです。

以上2件とも議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

〇5番(吉永常明君)

国保施設事業の7ページ、1目一般管理費、3節職員手当の中の医師のこれは特別地域勤務手当が、 多分当初で載っていたと思うんですけど、今回、1,000万ほど減額されています。それについての説明をお願いします。

〇保健福祉課長(栄 光男君)

では、お答えいたします。特殊勤務手当1,096万8,000円計上して、特地、いえば、特地勤務手当のマイナス1,060万8,000円というのは、いえば、手当の事業の特地と特殊の違いで、一応項目変更になっております。よろしいですか。これは先生のあれなんですけど、特地と特殊という、いえば、特殊勤務手当のほうが正ということで、すみません、そういうことです。

〇議長(喜島孝行君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を一括して行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを採決いたします。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第33号、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第34号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第34号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第35号 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について

〇議長(喜島孝行君)

日程第15、議案第35号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第35号について提案理由のご説明をいたします。

議案第35号は、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に666万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億4,586万2,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第35号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決 されました。

△ 日程第16 議案第36号 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算につい

T

〇議長(喜島孝行君)

日程第16、議案第36号、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算についてを議題 とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第36号について提案理由のご説明をいたします。

議案第36号は、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に500万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2,340万2,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番(吉永常明君)

先ほどの農業集落排水事業には、需用費として光熱費が上がっているんですけども、今回、漁業 集落には上がってないんだけど、それは何か理由があるんですか。

〇建設課長(高田浩志君)

はい、説明いたします。農業集落排水事業を光熱水費で666万、今回上げさせていただきました。 これは、当初の予算審査特別委員会の中で、本来であれば740万計上すべき光熱水費、電気代です ね、これを農業集落排水の当初予算の際に桁をちょっと間違えて計上した関係で、皆さんにちょっ と話た件であります。漁業集落のほうはちゃんと予算を組めていますので、その違いです。

〇議長(喜島孝行君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第36号、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり 可決されました。

△ 日程第17 議案第37号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

〇議長(喜島孝行君)

日程第17、議案第37号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第37号について提案理由のご説明をいたします。

議案第37号は、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から237万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億7,381万8,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第37号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第38号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

〇議長(喜島孝行君)

日程第18、議案第38号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題と します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第38号について提案理由のご説明をいたします。

議案第38号は、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に66万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,559万8,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第38号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可

決されました。

△ 日程第19 議案第39号 宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

〇議長(喜島孝行君)

日程第19、議案第39号、宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第39号について、提案理由のご説明をいたします

議案第39号は、宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第39号、宇検村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。 本日は、これで散会いたします。

〇職員(松井 学君)

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 0時17分

令和 2 年第 2 回宇検村議会定例会

第 3 日

令和2年6月11日

令和2年第2回宇検村議会定例会会議録 令和2年6月11日(木曜日)午前9時30分開議

- 1. 議事日程(第3号)
 - ○日程第 1 議案第40号 宇検村介護保険条例の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
 - 〇日程第 2 議案第41号 宇検村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
 - ○日程第 3 議案第42号 宇検辺地総合整備計画の一部変更について (説明・質疑・計論・採決)
 - ○日程第 4 議案第43号 工事請負変更契約について (説明・質疑・討論・採決)
 - ○日程第 5 議案第44号 物品売買契約について (説明・質疑・討論・採決)
 - ○日程第 6 議案第45号 大島農業共済事務組合規約の変更について
 - ○日程第 7 議案第46号 大島農業共済事務組合の解散に関する協議にについて
 - ○日程第 8 議案第47号 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について (以上3件一括上程説明・質疑・討論・採決)
 - ○日程第 9 議案第48号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について (説明・質疑・討論・採決)
 - ○日程第 10 同意第 1 号 宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について (説明・質疑・討論・採決)
 - ○日程第 11 同意第 2 号 宇検村農業委員会委員の任命について
 - ○日程第 12 同意第 3 号 宇検村農業委員会委員の任命について
 - ○日程第13 同意第4号 宇検村農業委員会委員の任命について
 - ○日程第14 同意第5号 宇検村農業委員会委員の任命について
 - ○日程第 15 同意第 6 号 宇検村農業委員会委員の任命について
 - ○日程第 16 同意第 7 号 宇検村農業委員会委員の任命について
 - ○日程第17 同意第8号 宇検村農業委員会委員の任命について
 - ○日程第 18 同意第 9 号 宇検村農業委員会委員の任命について

(以上8件一括上程説明・質疑・討論・採決)

- ○日程第19 議員派遣の件について
- ○日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- ○日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- ○閉会の宣言
- 1. 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号		氏		名			議席番号		氏			名	
	1番	海	原	隆	家	君	2番	保	池	穂	好	君	
	3番	佐佐木		_	宇	君	4番	杉	浦	治	俊	君	
	5番	吉	永	常	明	君	6番	松	井	辰	夫	君	
	7 釆	去		丰	羊	#	Q釆	吉	皀.	*	行	#	

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長松井学君書記楠田綾香君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村		長	テ	Ĺ	Щ	公	知	君	企画観	光課	長	辰	島	月	美	君
副	村	長	朼	2	井	富	彦	君	教育委員会	会事務	局長	松	元	五.	月	君
教	育	長	木	寸	野	巳仁	代治	君	建設	課	長	高	田	浩	志	君
総	務 課	長	原	亰	田	俊	昭	君	住民稅	絕務調	長	柳		百人	文代	君
保健福祉課		長	第	É		光	男	君	産業振	産業振興課長 栄			平四	回郎	君	
会	計 課	長	,	[松	淫	一	君								

△ 開 議 午前9時30分

〇職員(松井 学君)

ご起立願います。一同、礼。

〇議長(喜島孝行君)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 議案第40号 宇検村介護保険条例の一部を改正する条例について

〇議長(喜島孝行君)

日程第1、議案第40号、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

皆様、おはようございます。それでは、議案第40号について、提案理由のご説明をいたします。 議案第40号は、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、介護保険料の改正に より、条例の一部を改正するため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。 お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第40号、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第41号 宇検村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

〇議長(喜島孝行君)

日程第2、議案第41号、宇検村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第41号について、提案理由のご説明をいたします

議案第41号は、宇検村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてですが 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の申請を受けるため、条例の一 部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号、宇検村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採 決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第41号、宇検村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第42号 宇検辺地総合計画の一部変更について

〇議長(喜島孝行君)

日程第3、議案第42号、宇検辺地総合計画の一部変更についてを議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第42号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第42号は、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてですが、計画の内容を一部 変更する ため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号、宇検辺地総合計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第42号、宇検辺地総合計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第43号 工事請負変更契約について

〇議長(喜島孝行君)

日程第4、議案第43号、工事請負変更契約についてを議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第43号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第43号は、工事請負変更契約についてですが、湯湾港防災安全社会資本整備交付金工事について、工事は指名競争入札の結果、大島郡宇検村湯湾、株式会社大友組、代表取締役大友満輝氏と契約するため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〇2番(保池穂好君)

この工事の変更理由と、あとその変更した工種、その数量、また工期までお願いいたします。説明お願いします。

〇建設課長(高田浩志君)

お答えいたします。この工事は、須古港の岸壁施設、これ延長全体が岸壁施設として180mあります。その中で、今回当初部連側のコーナーの角の部分から須古のほうに45mの補修工事を発注をしております。今回、その門の分から岸のほうに向かって15m、これ取付護岸の施設なんですけど、そこを取り壊して補修をする工事をするために変更増額をしております。それで、工期のほうなんですけど、現在、令和2年1月7日から令和2年8月13日までの222日間で契約をしております。以上です。

〇議長(喜島孝行君)

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号、工事請負変更契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なし認めます。

議案第43号、工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第44号 物品売買契約について

〇議長(喜島孝行君)

日程第5、議案第44号、物品売買契約についてを議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第44号について、提案理由のご説明をいたします

議案第44号は、物品売買契約についてですが、大島地区消防組合宇検分駐所に配備する水槽付消防ポンプ自動車の購入について、指名競争入札の結果、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二氏と契約するため議会の議決を求めるものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番(保池穂好君)

指名競争ということでしたが、何社あったのか。また、差し支えなければその指名業者の名前を 教えていただきたいと思います。

〇総務課長(原田俊昭君)

はい、お答えいたします。2社ございました。社名については、ちょっと今、ここではっきり分

かりませんので、申し訳ありません。よろしいでしょうか。

〇5番(吉永常明君)

これは今ある自動車のかわりじゃなくて、新たにこれを追加するということですか。

〇総務課長 (原田俊昭君)

今ある自動車に変えて導入いたします。今ある自動車は水槽が2 t、水が入る車ですが、今度のは1 t、1.5 t の車で、その分、資器材を増やして配備する予定でございます。

〇5番(吉永常明君)

そうしたときに、今ある自動車の処分というか、どのようにされるんですか。

〇総務課長 (原田俊昭君)

処分方法については、また後で調べてお答えしてよろしいでしょうか。今ちょっと、申し訳ございません。

〇議長(喜島孝行君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号、物品売買契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第44号、物品売買契約については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第45号 大島農業共済事務組合規約の変更について

△ 日程第7 議案第46号 大島農業共済事務組合の解散に関する協議について

△ 日程第8 議案第47号 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議に

〇議長(喜島孝行君)

日程第6、議案第45号、大島農業共済事務組合規約の変更について、日程第7、議案第46号、大島 農業共済事務組合の解散に関する協議について、日程第8、議案第47号、大島農業共済事務組合の 解散に伴う財産処分に関する協議について、以上3件を一括議題とします。

本3件についての提出者の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第45号、議案第46号、議案第47号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第45号は、大島農業共済事務組合規約の変更についてですが、大島農業共済事務組合が解散 した場合の事務の承継について、地方自治法施行令第218条の2の規定により規約を定めるに当た り、関係市町村と協議する必要があります。

議案第46号は、大島農業共済事務組合の解散に関する協議についてですが、県下全域を対象とした鹿児島県農業共済組合を設立することに伴い、大島農業共済事務組合の解散に関し、関係市町村と協議する必要があります。

議案第47号は、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてですが、 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関し、地方自治法の規定により関係市町村と協議す る必要があります。

以上3件とも、関係市町村と協議を必要とするため、議会の議決を求めるものです。 よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提出者の説明を終わります。

これから、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を一括して行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号、大島農業共済事務組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第45号、大島農業共済事務組合規約の変更については、原案のとおり可決しました。 これから、議案第46号、大島農業共済事務組合の解散に関する協議についてを採決いたします。 お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第46号、大島農業共済事務組合の解散に関する協議については、原案のとおり可決しました。

これから、議案第47号、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採 決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第47号、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決しました。

△ 日程第9 議案第48号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について ○議長(喜島孝行君)

日程第9、議案第48号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

議案第48号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第48号は、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてですが、空家対策委員と地域公共交通会議委員を追加するため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〇7番(幸 春美君)

1点だけお尋ねをします。この費用弁償条例に空家対策委員が追加をされましたが、これは今後、協議会設置へ向けて進んで行くという理解でよろしいですか。

〇企画観光課長(辰島月美君)

条例を制定して、協議会の開催要項などを作ってはいるんですけども、それに伴って報酬が伴います。しかし、一般質問で答弁したとおり、協議会を設置して行政のほうからと言うよりも、区長、そして一番の義務者である所有者を含めて進めていく方向ではいきたいと思います。条例は、条例とか、規則などは制定しますが、それを運用するという方向では、今のところ考えていません。

〇7番(幸 春美君)

まず、協議会、まず平成28年に協議会を設置をするということだったんですが、それがまだそのままになっています。その協議会を設置をするのは、有識者を含んでしなければいけないということで大変難しいということも伺っています。でも、一番にやはり村内の空き家対策、それから特定空き家対策が一番ですので、そこは是非集落の区長さんと連携を取りながら進めて行っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

〇議長(喜島孝行君)

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

議案第48号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決 されました。

△ 日程第10 同意第1号 宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて

〇議長(喜島孝行君)

日程第10、同意第1号、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることに ついてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

同意第1号について提案理由のご説明をいたします。

同意第1号は、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、同委員の宇検村湯湾 1014番地、立花實雄 氏を引き続き選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の議 決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。 この採決は、起立によって行います。

本件、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(喜島孝行君)

起立多数です。

したがって、同意第1号、宇検村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件については、同意することに決定しました。

△ 日程第11 同意第2号 宇検村農業委員会委員の任命について

△ 日程第12 同意第3号 宇検村農業委員会委員の任命について

△ 日程第13 同意第4号 宇検村農業委員会委員の任命について

△ 日程第14 同意第5号 宇検村農業委員会委員の任命について

△ 日程第15 同意第6号 宇検村農業委員会委員の任命について

△ 日程第16 同意第7号 宇検村農業委員会委員の任命について

△ 日程第17 同意第8号 宇検村農業委員会委員の任命について

△ 日程第18 同意第9号 宇検村農業委員会委員の任命について

〇議長(喜島孝行君)

日程第11、同意第2号、宇検村農業委員会委員の任命についてから、日程第18、同意第9号、宇検 村農業委員会委員の任命についての8件を一括議題といたします。

本8案についての提案理由の説明を求めます。

〇村長 (元山公知君)

同意第2号から同意第9号について提案理由のご説明をいたします。

同意第2号から同意第9号までは、宇検村農業委員会委員の任命についてですが、本年7月19日に 農業委員会委員の任期満了により、新たに農業委員を任命する必要があるため、同意第2号、宇検 村生勝、脇田さちの氏、同意第3号、宇検村平田、前田博哉氏、同意第4号、宇検村湯湾、時田 光 氏、同意第5号、宇検村湯湾、石原将央氏、同意第6号、宇検村名柄、倉本 求氏、同意第7号、宇 検村芦検、重野浩也氏、同意第8号、宇検村芦検、坂井廣彦氏、同意第9号、宇検村田検、渡 博道 氏、以上8名を任命したいので、同意第2号から同意第9号までの8件について、議会の同意を求める ものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

〇議長(喜島孝行君)

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〇5番(吉永常明君)

この農業委員の任命にあたり、ここに農業者以外の中立な立場で公正な判断をできる方を1名以上入れることというふうにうたっているんですけど、この8名の中でそういう立場の人はどなたですか。

〇産業振興課長(栄 平四郎君)

はい、お答えします。脇田さちのさんを中立の立場で選考しております。以上です。

〇5番(吉永常明君)

はい、分かりました。そうした中で、今度、農業委員会が新たに決まった後に、今度、多分農地 最適推薦員を2名ほど決めると思うんですけども、今、2名の方は村内の方が1人、名瀬から来られ る方が1人おるわけですけども、今後、できるんであれば村内に居住している方々に適当な方がお られたら、是非村内から選出をしていただきたいなというふうに要望だけしておきます。

〇議長(喜島孝行君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論に入りますが、討論と採決につきましては、各同意案件ごとに行います。

同意第2号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(喜島孝行君)

起立多数です。

したがって、同意第2号、宇検村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第3号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

同意第3号を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(喜島孝行君)

起立多数です。

したがって、同意第3号、宇検村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第4号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

同意第4号を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(喜島孝行君)

起立多数です。

したがって、同意第4号、宇検村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第5号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

同意第5号を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(喜島孝行君)

起立多数です。

したがって、同意第5号、宇検村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第6号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

同意第6号を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(喜島孝行君)

起立多数です。

したがって、同意第6号、宇検村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第7号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

同意第7号を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(喜島孝行君)

起立多数です。

したがって、同意第7号、宇検村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第8号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

同意第8号を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(喜島孝行君)

起立多数です。

したがって、同意第8号、宇検村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第9号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

討論なしと認めます。

同意第9号を採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(喜島孝行君)

起立多数です。

したがって、同意第9号、宇検村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

△ 日程第19 議員派遣の件について

〇議長(喜島孝行君)

日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

お手元に配布のとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。

△ 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

〇議長(喜島孝行君)

日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

〇議長(喜島孝行君)

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります次期議会の会期日程等の議会運営等に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(喜島孝行君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回宇検村議会定例会を閉会します。

〇職員(松井 学君)

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時03分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 喜島孝行

宇検村議会議員 松井辰夫

宇検村議会議員 保池 穂 好